

外国人介護人材の受入れの現状と今後の方向性について

厚生労働省 社会・援護局
福祉基盤課福祉人材確保対策室

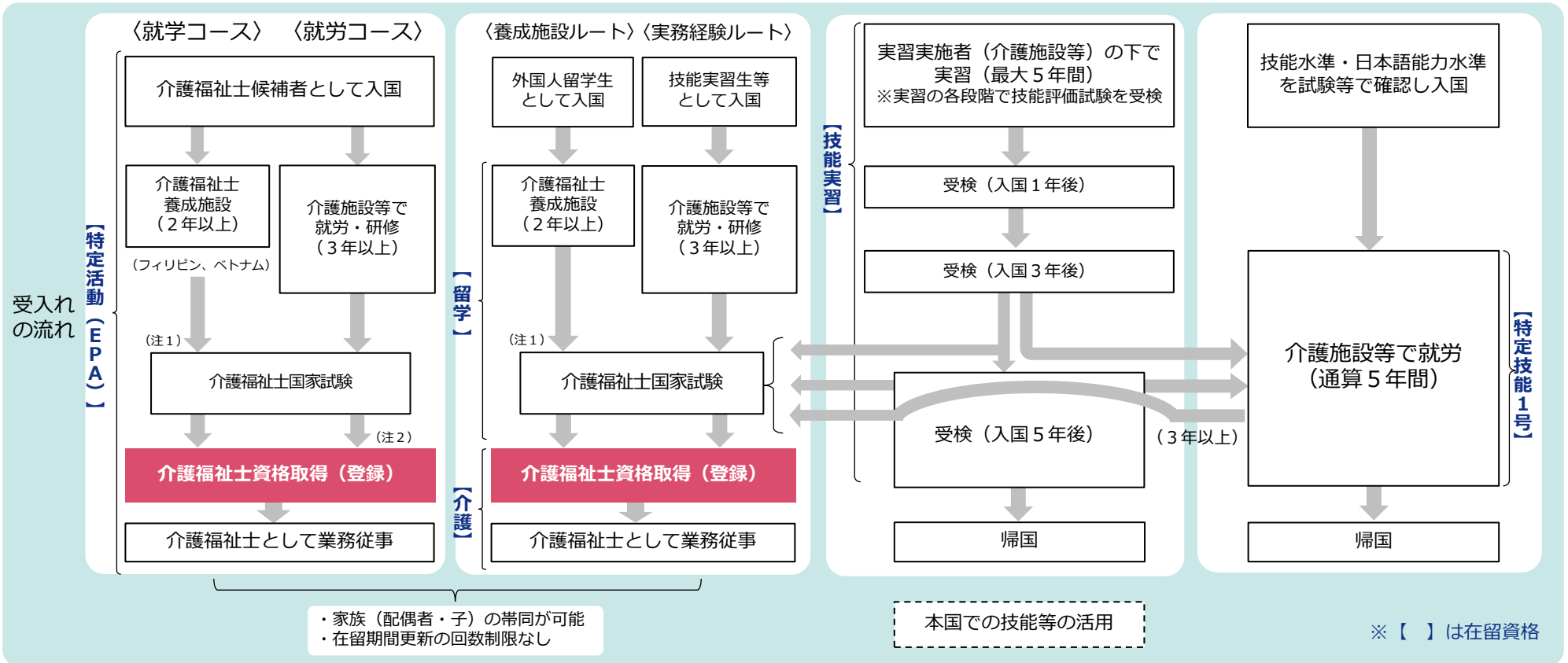
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

外国人労働者の受入れの政府方針等について



外国人介護人材受入れの仕組み

	EPA（経済連携協定） （インドネシア・フィリピン・ベトナム）	在留資格「介護」 （H29. 9 / 1～）	技能実習 （H29. 11 / 1～）	特定技能1号 （H31. 4 / 1～）
在留者数	3,186人（うち資格取得者587人） （令和6年3月1日時点）	9,328人 （令和5年12月末時点）	14,751人 （令和5年6月末時点）	28,400人 （令和5年12月末時点・速報値）
制度趣旨	二国間の経済連携の強化	専門的・技術的分野の外国人の受入れ	本国への技能移転	人手不足対応のための一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

介護分野の外国人在留者数

在留資格	在留者数
E P A介護福祉士・候補者	在留者数：3,186人（うち資格取得者587人） ※2024年3月1日時点（国際厚生事業団調べ）
在留資格「介護」	在留者数：9,328人 ※2023年12月末時点（入管庁）
技能実習	在留者数：14,751人 ※2023年6月末時点（入管庁）
特定技能	在留者数：28,400人 ※2023年12月末時点（速報値）（入管庁）

(P10)

2. 医療・介護制度等の改革

（生産性の向上、効率的なサービス提供、質の向上）

- ◆ 介護の生産性・質の向上（ロボット・ICT活用、協働化・大規模化の推進等）

介護サービス事業者の経営の協働化・大規模化を推進するため、社会福祉連携推進法人の一層の活用の促進、法人・事業所間の連携による事務処理部門の集約や、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムの共通化などにより一層取り組むとともに、好事例の横展開を図る。介護分野における手続負担を軽減する観点から、2025年度中に介護事業所の地方公共団体に対する指定申請等の行政手続のデジタル化を進める。また、必要な介護サービスを提供するため、海外向けの情報発信の強化等による海外現地での戦略的な掘り起こしの強化や定着支援の取組など、外国人介護人材を含めた人材確保対策を進める。

特定技能制度について



特定技能制度概要

- **深刻化する人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験を必要とする技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：208,425人（令和5年12月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数：37人（令和5年12月末現在、速報値）

（特定産業分野：介護、ビルクリーニング、素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業、建設、造船・船用工業、
（12分野）自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食料品製造業、外食業
（介護分野以外は特定技能2号でも受入れ可）

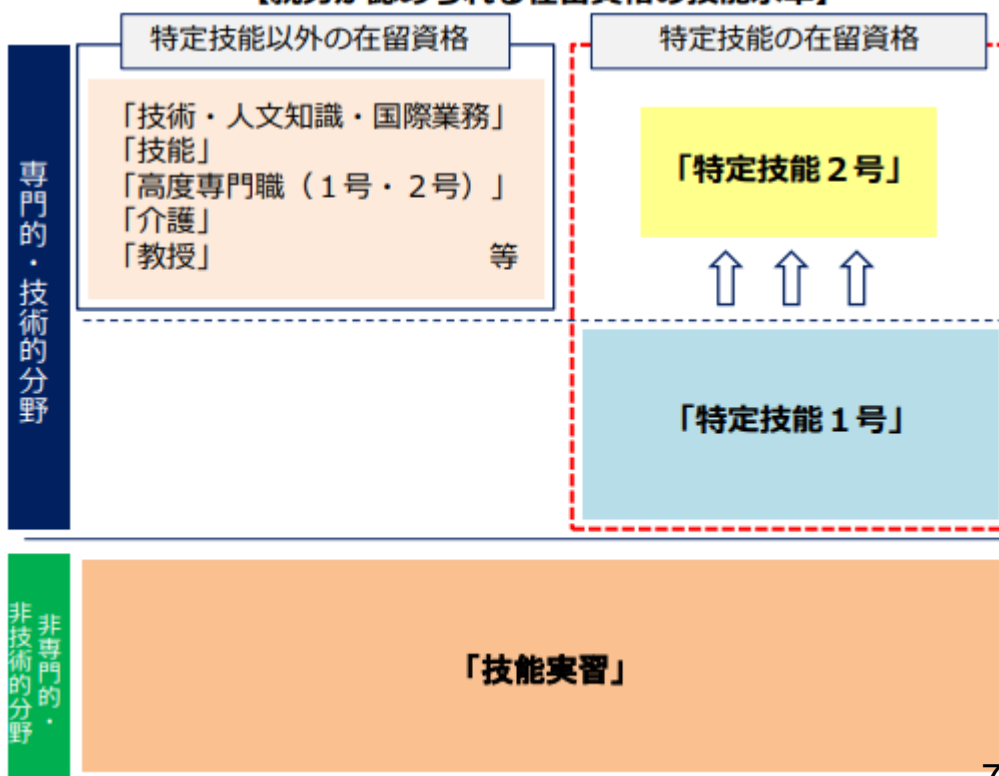
特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験免除）
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験等での確認は不要
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

【就労が認められる在留資格の技能水準】

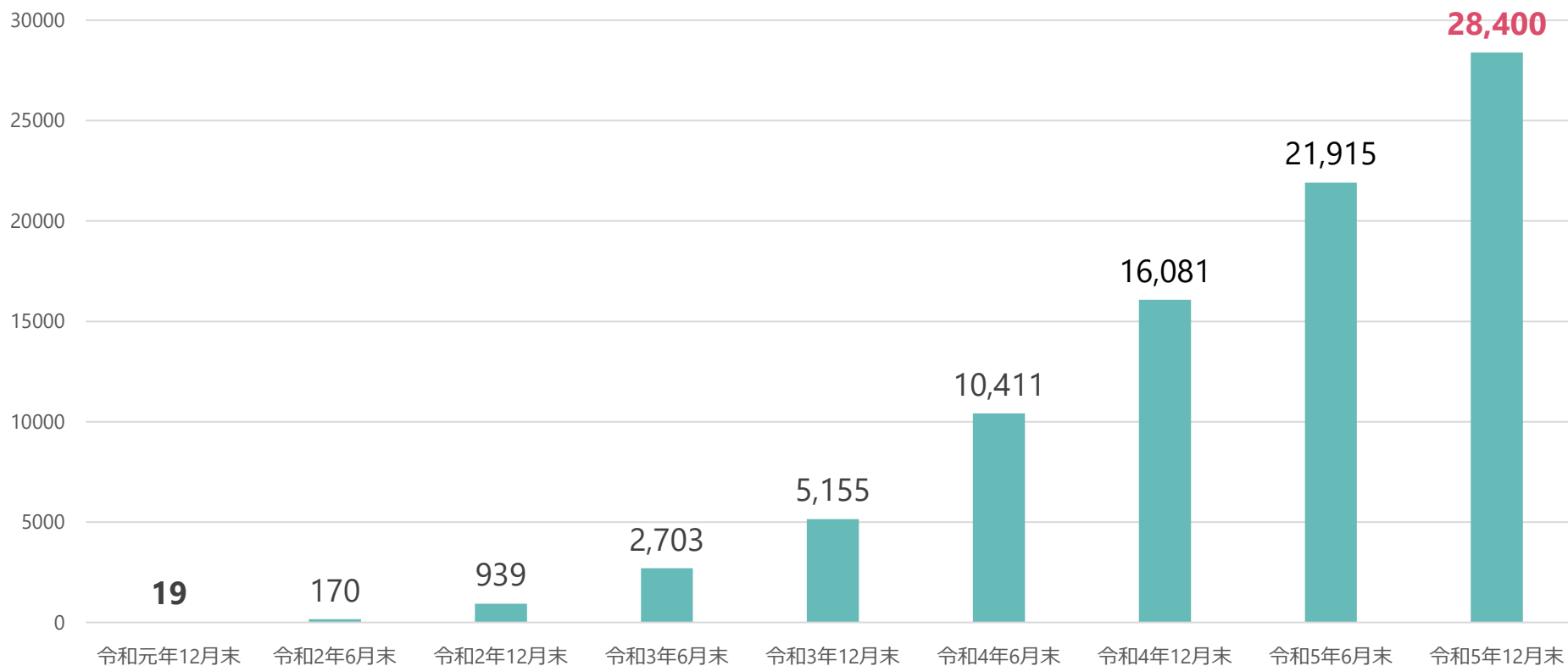


現在の特定産業分野及び受入見込み数一覧

	分野	1 人手不足状況	2 人材基準		3 その他重要事項	
		受入れ見込数 (5年間の最大値)	技能試験	日本語試験	従事する業務	雇用形態
厚労省	介護	50,900人	介護技能評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上) (上記に加えて)介護日本語評価試験	・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等) (注)訪問系サービスは対象外	[1業務区分] 直接
	ビルクリーニング	20,000人	ビルクリーニング分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・建築物内部の清掃	[1業務区分] 直接
経産省	素形材・産業機械・電気電子情報関連製造業	49,750人	製造分野特定技能1号評価試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・機械金属加工 ・電気電子機器組立て ・金属表面処理	[3業務区分] 直接
国交省	建設	34,000人	建設分野特定技能1号評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・土木 ・建築 ・ライフライン・設備	[3業務区分] 直接
	造船・船用工業	11,000人	造船・船用工業分野特定技能1号試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・溶接 ・塗装 ・鉄工 ・仕上げ ・機械加工 ・電気機器組立て	[6業務区分] 直接
	自動車整備	6,500人	自動車整備分野特定技能評価試験等	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・自動車の日常点検整備、定期点検整備、特定整備、特定整備に付随する業務	[1業務区分] 直接
	航空	1,300人	特定技能評価試験(航空分野:空港グランドハンドリング、航空機整備)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・空港グランドハンドリング(地上走行支援業務、手荷物・貨物取扱業務等) ・航空機整備(機体、装備品等の整備業務等)	[2業務区分] 直接
	宿泊	11,200人	宿泊業技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・宿泊施設におけるフロント、企画・広報、接客及びレストランサービス等の宿泊サービスの提供	[1業務区分] 直接
農水省	農業	36,500人	農業技能測定試験(耕種農業全般、畜産農業全般)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・耕種農業全般(栽培管理、農産物の集出荷・選別等) ・畜産農業全般(飼養管理、畜産物の集出荷・選別等)	[2業務区分] 直接 派遣
	漁業	6,300人	漁業技能測定試験(漁業、養殖業)	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・漁業(漁具の製作・補修、水産動植物の探索、漁具・漁業機械の操作、水産動植物の採捕、漁獲物の処理・保蔵、安全衛生の確保等) ・養殖業(養殖資材の製作・補修・管理、養殖水産動植物の育成管理、養殖水産動植物の収穫(穫)・処理、安全衛生の確保等)	[2業務区分] 直接 派遣
	飲食料品製造業	87,200人	飲食料品製造業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・飲食料品製造業全般(飲食料品(酒類を除く)の製造・加工、安全衛生)	[1業務区分] 直接
	外食業	30,500人	外食業特定技能1号技能測定試験	国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験(N4以上)	・外食業全般(飲食物調理、接客、店舗管理)	[1業務区分] 直接

介護分野の特定技能外国人在留者数の推移

- 介護分野の特定技能外国人在留者数は、受入を開始した令和元年以降、継続して増加。
- 直近の令和5年12月末の在留者数は約2万8,000人であり、過去最多となっている。



(出典) 出入国在留管理庁公表データを元に厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が作成。

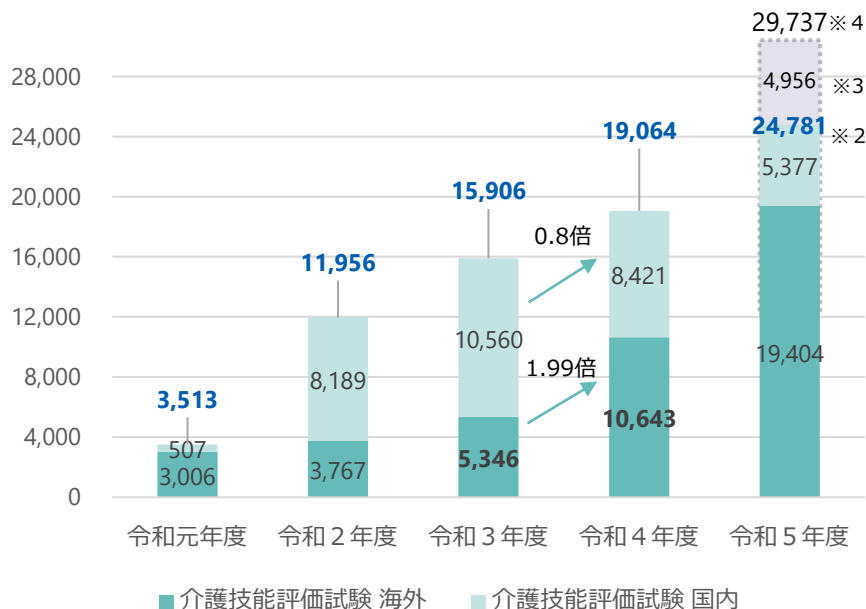
「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の合格者数推移

- 「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の累計合格者数は、両試験とも7万5千人以上となっている。
- 令和3年度と令和4年度を比較すると、国内での合格者は微減である一方で、海外での合格者は約2倍となっている。

介護技能評価試験

累計合格者数：**75,220**人（平成31年4月～令和6年1月末までの実績・青字の合計）

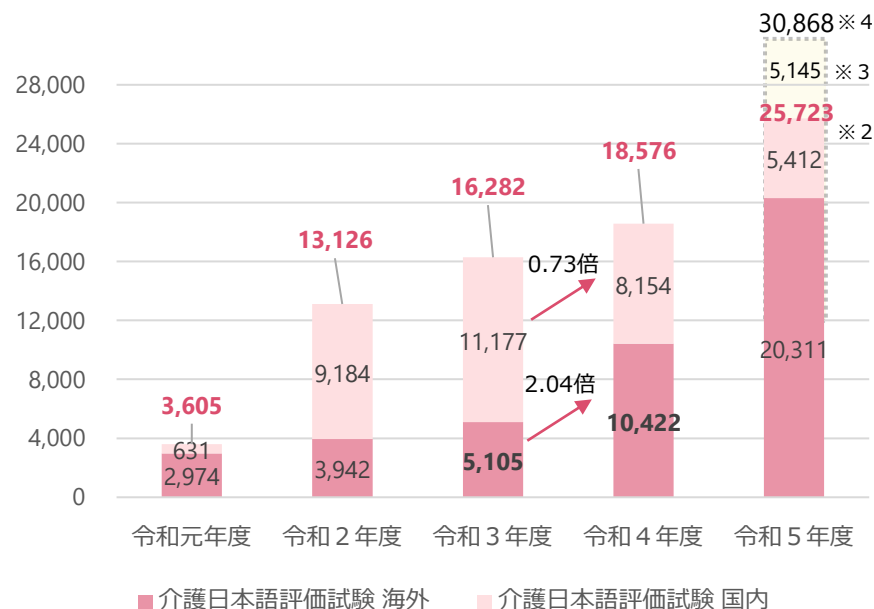
（参考）令和5年度末までの累計合格者数見込：**80,176**人
（累計合格者数+令和6年2月～3月末までの見込値（※3））



介護日本語評価試験

累計合格者数：**77,312**人（平成31年4月～令和6年1月末までの実績・赤字の合計）

（参考）令和5年度末までの累計合格者数見込：**82,457**人
（累計合格者数+令和6年2月～3月末までの見込値（※3））

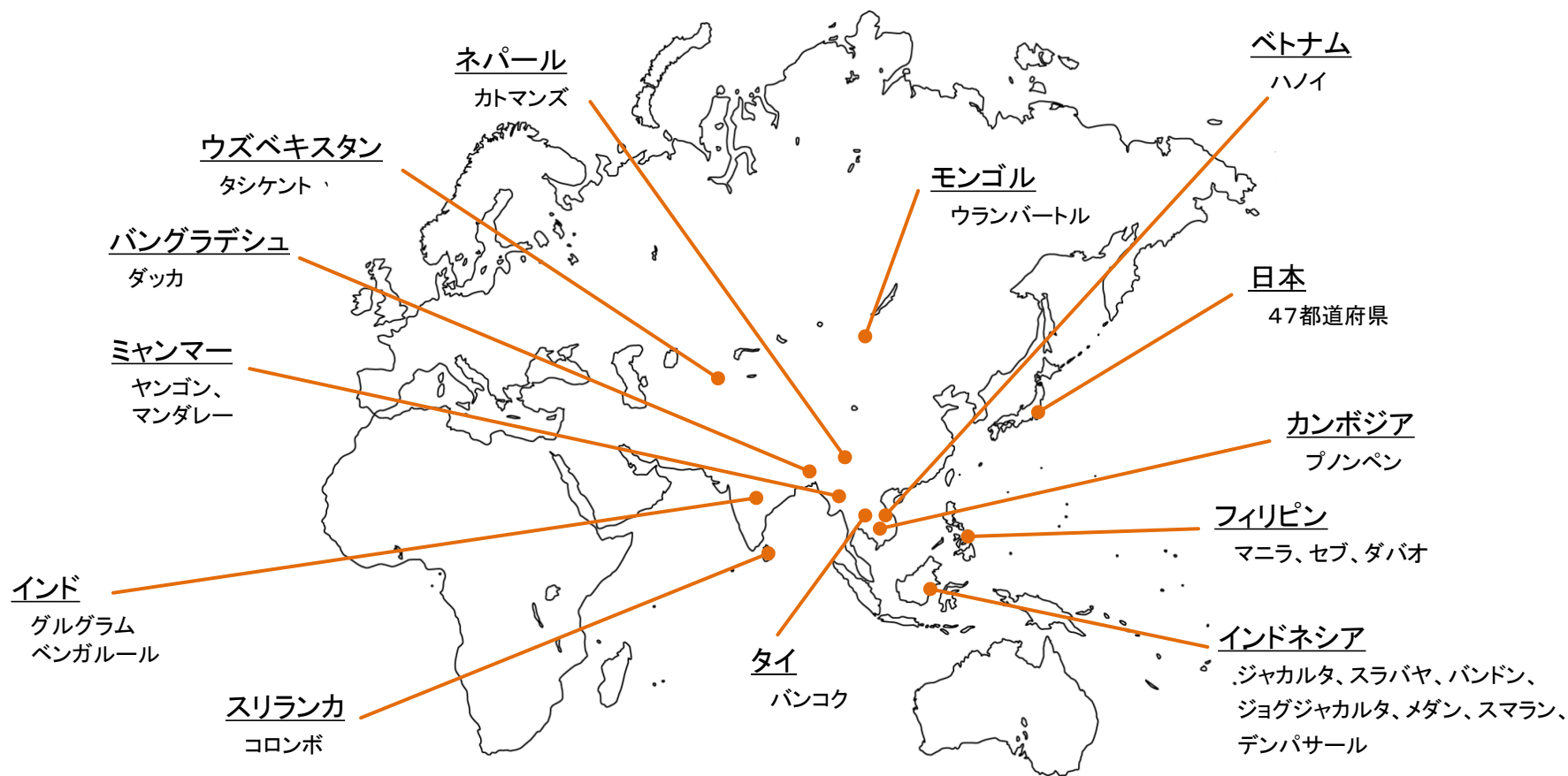


※1 「介護技能評価試験等実施事業」実施者であるプロメトリック株式会社より令和6年1月末時点で提供されたデータを元に厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が作成。
 ※2 令和5年度の数値は令和5年4月～令和6年1月末までの実績。
 ※3 令和5年4月～令和6年1月末までの実績と同ペースで令和6年3月末まで推移すると仮定して算出した令和6年2月～3月末までの見込値。
 ※4 令和6年1月末までの実績に令和6年2月～3月末までの見込値を加えた令和5年度の実績見込。

特定技能「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の実施状況

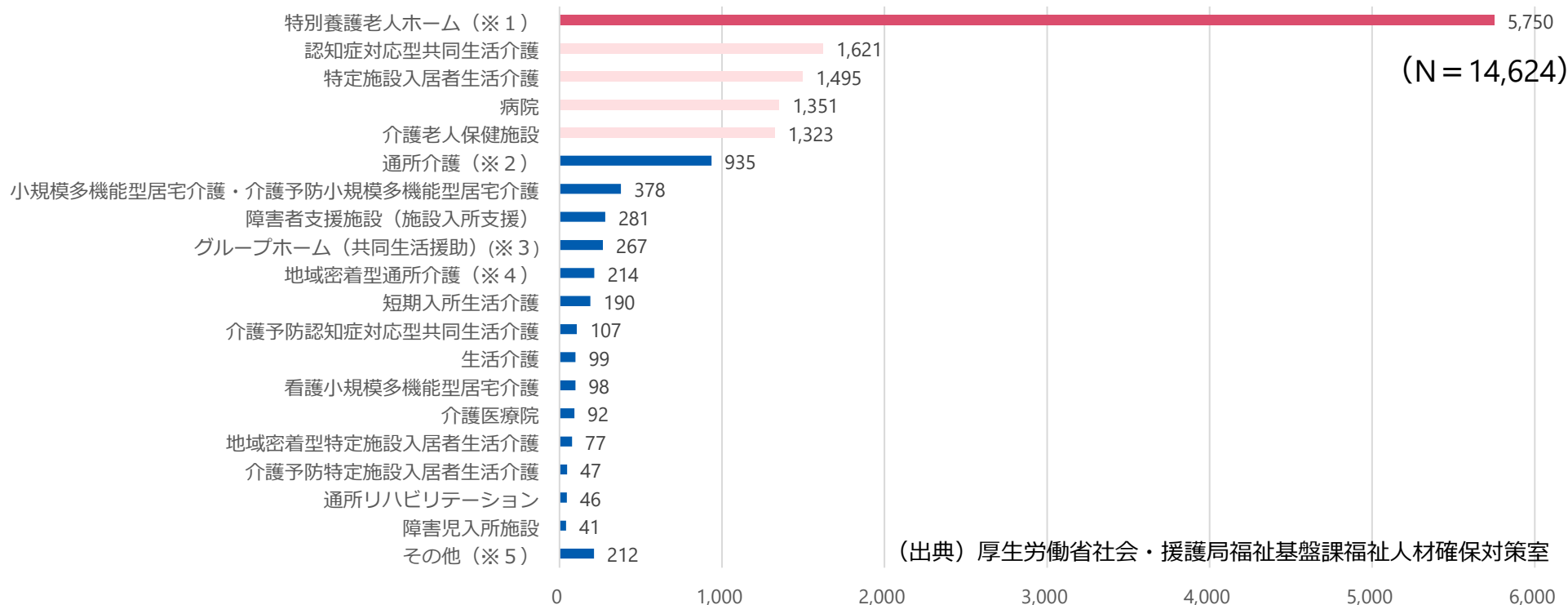
試験の実施状況

- 2024年3月時点で日本国内(47都道府県)及び海外12カ国(フィリピン・カンボジア・ネパール・インドネシア・モンゴル・タイ・ミャンマー・インド・スリランカ・ウズベキスタン・バングラデシュ・ベトナム)において試験実施済み。
- これまで介護技能評価試験に計75,220名、介護日本語評価試験に計77,312名が合格(2019年4月～2024年1月試験の実績)。



介護の特定技能外国人の受入施設・事業所の類型

- 介護の特定技能外国人は、特別養護老人ホームで最も多く受け入れられている。
- 次いで、認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護、病院、介護老人保健施設の順で実習が行われており、上位5施設・事業所で約8割となっている。



(注) 数値は公益社団法人国際厚生事業団から提供された介護の特定技能協議会の入会申請状況から、厚生労働省が令和5年7月13日時点で編集したものです。

※1 「特別養護老人ホーム」には指定介護老人福祉施設(地域密着型介護老人福祉施設)も含む。

※2 「通所介護」には老人デイサービスセンターを含む。

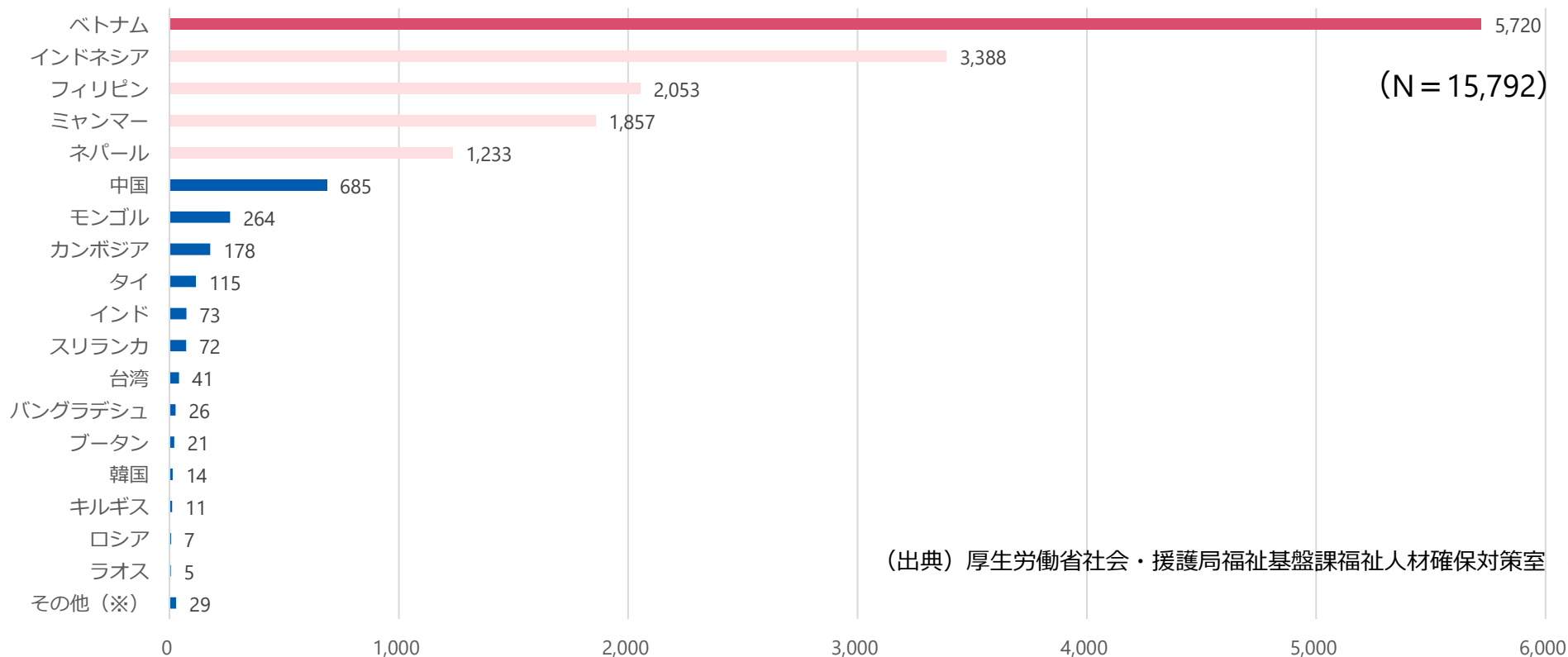
※3 「グループホーム(共同生活援助)」は外部サービス利用型を除く。

※4 「地域密着型通所介護」には指定療養通所介護を含む。

※5 「その他」は、件数の少ない施設・事業の類型をまとめたもの。具体的には介護予防短期入所療養介護、福祉ホーム、介護予防認知症対応型通所介護、地域福祉センター、児童発達支援、自立訓練、就労移行支援、指定発達支援医療機関、放課後等デイサービス、療養介護、第1号通所事業、短期入所、介護予防短期入所生活介護、就労継続支援、老人短期入所施設、診療所、救護施設、認知症対応型通所介護が含まれている。

介護の特定技能外国人の国籍

- 介護の特定技能外国人の国籍をみると、ベトナムが最も多い。
- 次いでインドネシア、フィリピン、ミャンマー、ネパールの順となっており、EPA介護福祉士候補者を受入れている3か国が上位に位置し、上位5か国で9割以上となっている。

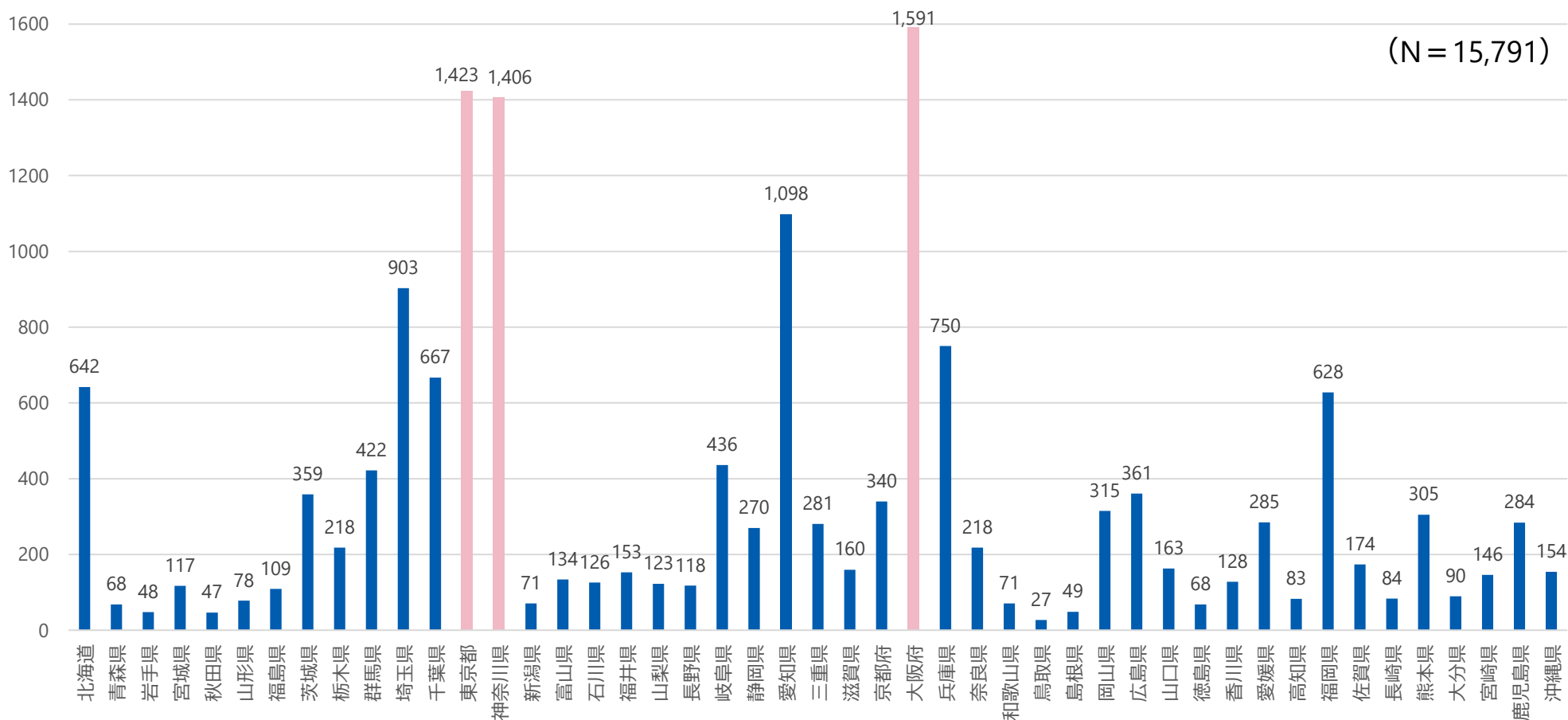


※ 数値は公益社団法人国際厚生事業団から提供された介護の特定技能協議会の入会申請状況から、厚生労働省が令和5年7月13日時点で編集したもの。

※ その他は件数の少ない国籍をまとめたもの。具体的にはメキシコ、米国、ポーランド、オーストラリア、フランス、パキスタン、ルーマニア、チリ、アルゼンチン、コスタリカ、ガーナ、コロンビア、エルサルバドル、スペイン、ブラジル、マレーシア、ドイツ、ペルー、ウズベキスタン、イタリアが含まれている。

介護の特定技能外国人の受入状況（都道府県別）

- 介護の特定技能外国人の受入状況を都道府県別にみると、大阪府、東京都、神奈川県が多くなっており、比較的、三大都市圏を中心にした都市部に多い傾向にある。



※ 数値は公益社団法人国際厚生事業団から提供された介護の特定技能協議会の入会申請状況から、厚生労働省が令和5年7月13日時点で編集したものです。

介護分野における特定技能協議会手続きの見直しについて

介護分野における特定技能協議会 手続きの見直しについて（案）

1. 介護分野における特定技能協議会 手続き見直しのポイント

(1) 受入れの適正化のため、受入れ前に協議会において事業所の要件確認を行います。

従来の手続きでは、受入機関は初めて特定技能外国人（以下、外国人という）を受け入れる場合においては、受け入れた日から4か月以内に協議会構成員になることとされていましたが、この度、介護分野における特定技能外国人の更なる円滑な受入れに向け、当該手続きの見直しを行います。見直し後は、受入れを予定する受入機関は、在留諸申請を行う前に協議会へ入会手続きを行い、協議会構成員になることとします。

- ・受入機関は、受入機関の情報と受入れを予定する事業所の情報を協議会へ登録し、下記書類を提出することにより、入会手続きを行うこととします。その際、協議会において当該事業所が要件を満たすかの確認を行います。
 - 提出を求める書類（事業所毎に提出）： 「事業所の指定通知書」、「介護分野における業務を行わせる事業所の概要書」
- ・入会証明書には、協議会での受入要件の確認が完了した事業所の情報が明記されます。
- ・入会手続き完了後、入会証明書に記載されていない事業所において受入れを行う場合、協議会へ当該事業所の情報を新たに登録し、入会証明書変更のための手続きを行うこととします。

(2) 入会証明書に有効期間を設けることで介護分野の状況把握に努める一方、外国人登録時の手続き簡素化を図ります。

従来の手続きでは、協議会入会証明書には有効期間を設けておらず、受入機関への協議会への情報更新が行われない場合もあったことから、結果として、協議会で把握している特定技能外国人等の登録状況と実態との乖離が生じていました。改正後は、入会証明書に有効期間を設けることで受入機関へ定期的な情報の更新をお願いすることとします。情報の更新は引き続き、協議会申請システムを通じて行う事が可能です。同時に、受入機関の負担軽減のため、従来外国人情報の登録時に求めていた書類を削減し、手続きの簡素化を図ります。

- ・受入機関は外国人の受入れ後、従来通り協議会へ外国人情報を登録することとしますが、その際、従来求めていた以下の書類の提出を不要とします。
 - 提出を不要とする書類（外国人毎に提出）： 「日本語能力水準を証明する書類」「技能水準を証明する書類」
- ・入会証明書には有効期間が明記されます。入会証明書の有効期間が過ぎている場合、受入機関は、必要に応じ協議会へ入会証明書更新のための手続きを行うこととします。その際、介護分野の状況把握のため、協議会の登録情報が最新であることの確認をお願いさせていただきます。

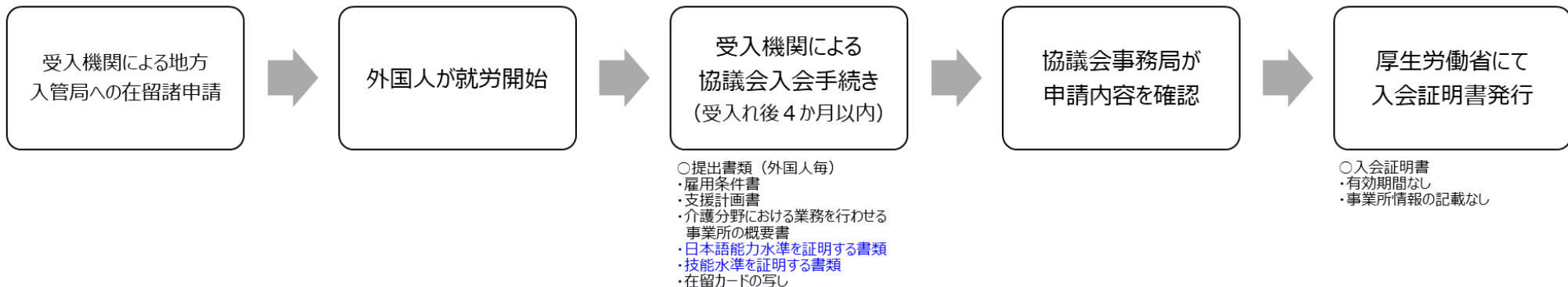
介護分野における特定技能協議会手続きの見直しについて

2. 手続き改正にかかる新旧対照表

介護分野における特定技能協議会 手続きの流れ（イメージ）

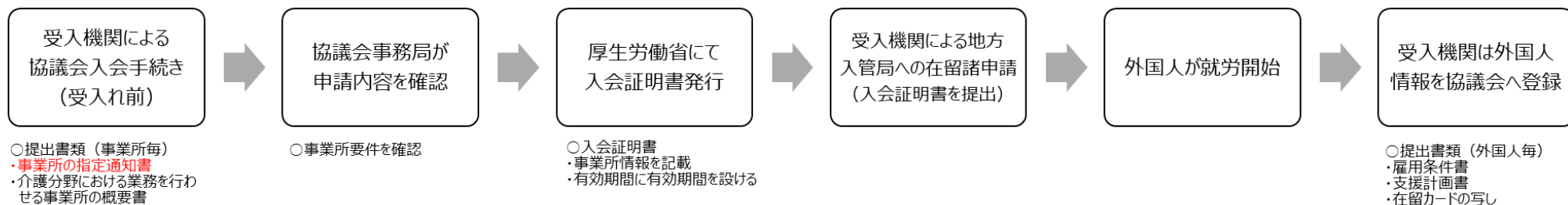
1. 初めて外国人を受け入れる場合（特定技能協議会への新規入会手続き）

旧



<本資料内の略称>
・特定技能外国人： 外国人と表記
・地方出入国在留管理局： 地方入管局と表記

新

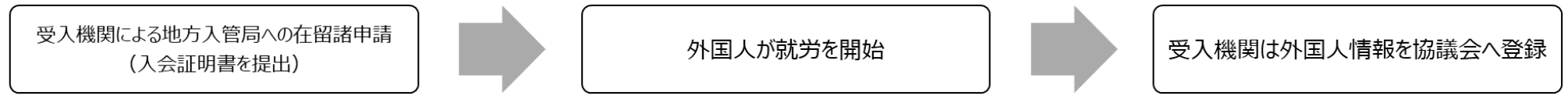


介護分野における特定技能協議会手続きの見直しについて

介護分野における特定技能協議会 手続きの流れ (イメージ)

2. 特定技能協議会入会済みの受入機関が新たに外国人を受け入れる場合

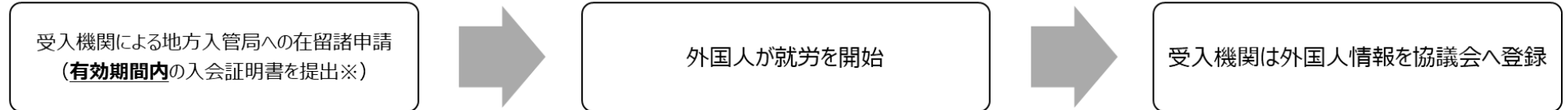
旧



- 提出書類 (外国人毎)
 - ・雇用条件書
 - ・支援計画書
 - ・介護分野における業務を行わせる事業所の概要書
 - ・日本語能力水準を証明する書類
 - ・技能水準を証明する書類
 - ・在留カードの写し

新

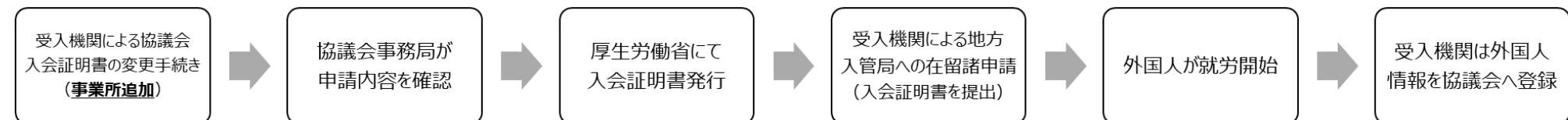
(入会証明書に記載された事業所で受け入れる場合)



※入会証明書の有効期間が過ぎている場合、
予め協議会へ有効期間更新のための手続きが必要

- 提出書類 (外国人毎)
 - ・雇用条件書
 - ・支援計画書
 - ・在留カードの写し

(入会証明書に記載のない事業所で受け入れる場合) ※外国人が入会証明書に記載のない事業所に異動する場合も同様



- 提出書類 (事業所毎)
 - ・事業所の指定通知書
 - ・介護分野における業務を行わせる事業所の概要書

○事業所要件を確認

○証明書に事業所情報を追加

- 提出書類 (外国人毎)
 - ・雇用条件書
 - ・支援計画書
 - ・在留カードの写し

外国人介護人材確保の関連予算事業について



外国人介護人材確保の関連予算事業

凡例

入 = 入国支援 定 = 定着支援

学 = 学習支援 受 = 受入環境整備

	対象の主な在留資格	事業名	事業内容（令和5年度）
EPA介護福祉士・介護福祉士候補者への支援			
学定	EPA	1. 外国人看護師・介護福祉士等受入支援事業	就労前の「介護導入研修」や受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談・助言等を実施
学	EPA	2. 外国人介護福祉士候補者学習支援事業	就労・研修に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、介護分野の専門知識に関する通信添削指導、資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を実施
学	EPA	3. 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門的知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助 ※障害者施設は「障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」で実施
民間団体等による外国人介護人材受入環境整備等（補助事業）			
入定	特定技能	4-1. 介護技能評価試験等実施事業	特定技能1号外国人の送り出し国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施
学	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	4-2. 介護の日本語学習支援等事業	外国人介護人材が、介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備を目的に、介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用や介護の日本語等に関する学習教材の作成、技能実習指導員を対象にした講習会の開催等を実施
入定	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	4-3. 外国人介護人材受入・定着支援等事業	・外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施や、外国人介護職員の交流会の開催支援、特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施 ・海外において日本の介護をPRし、就労を希望する特定技能1号外国人を確保することを目的に、現地説明会の開催やWEB・SNSを利用した情報発信を実施
都道府県等による外国人介護人材受入環境整備等（地域医療介護総合確保基金事業等）			
入	留学	5-1. 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業	留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対し、当該支援に係る経費を助成
入	留学・特定技能等	5-2. 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業	マッチング支援団体が送り出し国において特定技能就労希望者等に関する情報収集を行うとともに、現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を実施
入学定	技能実習・特定技能・留学等	6. 介護福祉士修学資金等貸付事業	介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付を実施。5年間、福祉・介護の仕事に継続して従事した者には借り受けた修学資金等の返済を全額免除する。
学受	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	7. 外国人介護人材受入施設等環境整備事業	日本人職員、外国人介護職員、利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を助成
学受	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	8. 外国人介護人材研修支援事業	地域の介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施

外国人介護人材確保の関連予算事業

凡例

E = E P A

介 = 在留資格「介護」

留 = 留学

特 = 特定技能

技 = 技能実習

全 = すべての在留資格

入国支援（情報発信・マッチング支援・経済的支援）

- 特** **4-1. 介護技能評価試験等実施事業**
特定技能1号外国人の送り出し国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施。
- 全** **4-3. 外国人介護人材受入・定着支援等事業**
相談支援の実施や交流会の開催支援や特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等の受入支援、海外における日本の介護のPR活動、WEB・SNS等を利用した情報発信等を実施。
- 留** **5. 外国人留学生及び特定技能外国人の受入環境整備事業**
- 留** **5-1. 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業**
留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対し、当該支援に係る経費を助成。
- 特** **5-2. 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業**
送出国における特定技能就労希望者等に関する情報収集、海外での合同説明会の開催等のマッチング支援等に係る経費を助成。
- 留** **6. 介護福祉士修学資金等貸付事業**
介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付を実施。5年間、福祉・介護の仕事に継続して従事した者には借り受けた修学資金等の返済を全額免除。

定着支援（巡回訪問・相談支援・特定技能制度への円滑移行）

- E** **1. 外国人看護師・介護福祉士等受入支援事業（再掲）**
- 特** **4-1. 介護技能評価試験等実施事業（再掲）**
- 全** **4-3. 外国人介護人材受入・定着支援等事業（再掲）**
- 留** **6. 介護福祉士修学資金等貸付事業（再掲）**

学習支援（研修実施・資格取得支援）

- E** **1. 外国人看護師・介護福祉士等受入支援事業**
就労前の「介護導入研修」や受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談・助言等を実施。
- E** **2. 外国人介護福祉士候補者学習支援事業**
就労・研修に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、介護分野の専門知識に関する通信添削指導、資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を実施。
- E** **3. 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（※）**
受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門的知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助。
※障害者施設は「障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」で実施。
- 全** **4-2. 介護の日本語学習支援等事業**
介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用や介護の日本語等に関する学習教材の作成、技能実習指導員を対象にした講習会の開催等を実施。
- 留** **6. 介護福祉士修学資金等貸付事業（再掲）**
- 全** **7. 外国人介護人材受入施設等環境整備事業**
日本人職員・外国人介護職員・利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を助成。
- 全** **8. 外国人介護人材研修支援事業**
介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施。

受入環境整備（コミュニケーション支援・生活支援）

- 全** **7. 外国人介護人材受入施設等環境整備事業（再掲）**
- 全** **8. 外国人介護人材研修支援事業（再掲）**

介護技能評価試験等実施事業

令和6年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 5.6億円の内数

本事業は、介護分野における1号特定技能外国人の送出し国において介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施するとともに、試験実施に必要な問題作成支援等を行うことを目的とする。

補助率 定額補助
実施主体 試験実施機関

1. 介護技能評価試験及び介護日本語評価試験の実施

- ▶ 試験方式
コンピューター・ベースド・テスト（C B T）方式
- ▶ 試験実施国
フィリピン、カンボジア、インドネシア、ネパール、モンゴル、ミャンマー、タイ、インド、スリランカ、ウズベキスタン、バングラデシュ、ベトナムにおいて実施中（令和6年3月末現在）

2. 試験実施に必要な業務の実施

- ▶ 試験実施対象国の試験会場の手配
- ▶ 試験実施環境（不正防止、試験監督体制等）の整備
- ▶ カスタマーサービス、受験申込受付、試験結果通知の業務
- ▶ 試験問題の作成支援、試験問題の分析、試験問題C B T化の業務 など

試験実施状況
(2019年4月～2024年1月まで
の実績)

受験者数 介護技能評価試験 103,505名 介護日本語評価試験 100,019名

合格者数 介護技能評価試験 75,220名 介護日本語評価試験 77,312名

介護の日本語学習支援等事業

令和6年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 5.6億円の内数

本事業は、外国人介護人材が、介護の日本語学習を自律的に行うための環境整備を推進するための支援等を行うことにより、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

1. 介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用等

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

- 外国人介護人材が介護の日本語学習を自律的かつ計画的に行うことができるようになるためのWEBコンテンツの開発・運用等を行う。
- WEBコンテンツの活用状況（学習進捗状況や学習時間等）を適切に管理し、学習効果の分析を行う。

2. 学習教材の作成

- 外国人介護人材が介護現場において円滑に就労できるよう、介護の日本語等に関する学習教材を作成する。
また、教材は海外でも活用できるよう複数の国の言語に翻訳する。
- 自治体がオンライン研修を実施する場合に活用できる動画教材や、オンライン研修の実施における留意点等をまとめたマニュアルを作成。

3. 外国人介護人材受入施設職員を対象にした講習会の実施

- 技能実習生を円滑に受入れることができるよう、技能実習指導員を対象にした講習会を開催する。
- 外国人介護人材の日本語学習を効果的に支援するための知識・技術を修得させるための講習会を開催する。 など

◆過去の事業実績の一例（すべて無料で利用可能）◆

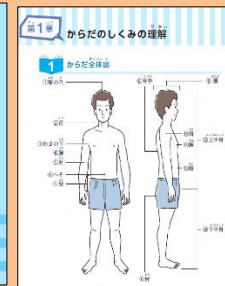
介護の日本語学習 WEBコンテンツ



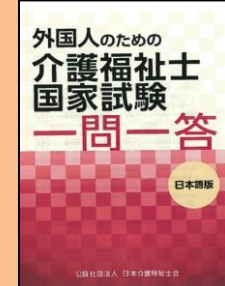
特定技能評価試験 学習テキスト



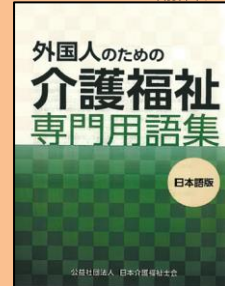
介護の日本語 テキスト



外国人のための 介護福祉士国家 試験一問一答



外国人のための 介護福祉専門 用語集



介護の日本語WEBコンテンツ（にほんごをまなぼう）について

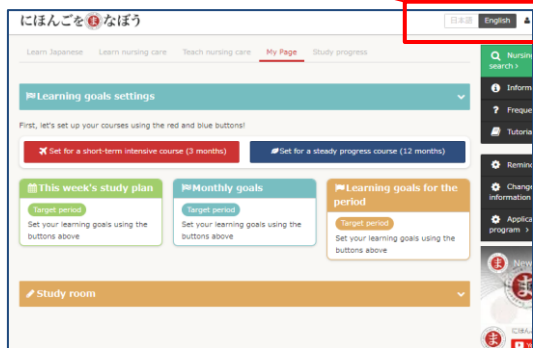
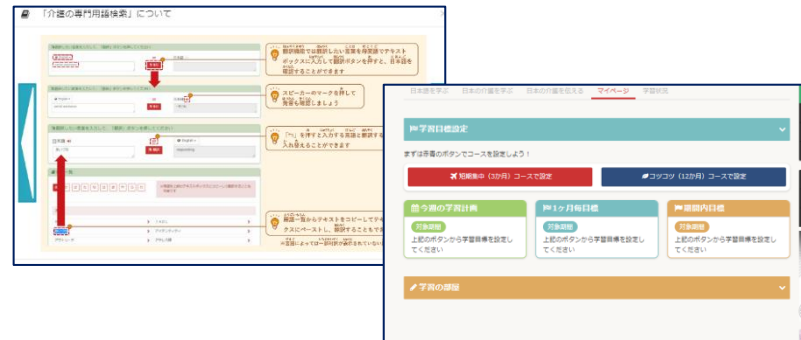
にほんごをまなぼう とは



日本語を学び、日本の介護現場で働く外国人の方々が自律的に学習に取り組むためのWEBコンテンツであり、日本語能力試験のN3程度合格や特定技能評価試験対策などを目的とした学習支援ツール。

介護の日本語学習支援等事業の一環として、日本介護福祉士会が開設・運営。

「学習目標の設定」「介護の専門用語検索」「小テスト」
「模擬試験」といった学習コンテンツを搭載



オペレーション言語は2言語で対応
(日本語・英語)



オンラインでレベル (N2・N3) にあわせてドリル (問題) を提供



11か国語に翻訳した「介護福祉士国家試験一問一答」等や日本人（技能実習生指導者等）向けのコンテンツを掲載

学習教材（外国人向け各種テキスト）の作成

英語

クメール語
ウズベク語

インドネシア語
ビルマ語

ネパール語
ベトナム語

モンゴル語
中国語

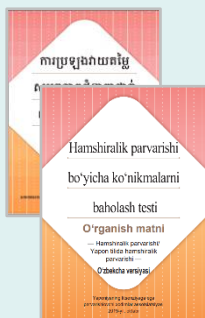
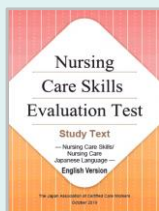
ベンガル語
タイ語

日本語

介護の特定技能評価試験 学習テキスト

「特定技能」の「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の合格を目指して知識を習得するための学習用テキスト

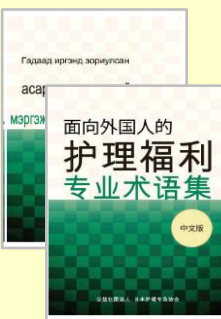
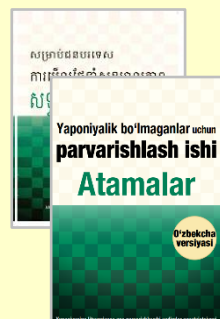
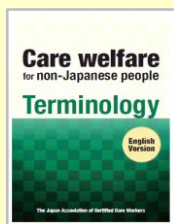
対応言語数：12か国



外国人のための 介護福祉専門用語集

外国人の方が介護現場で働くときに使う、介護福祉分野の専門用語を学ぶための教材

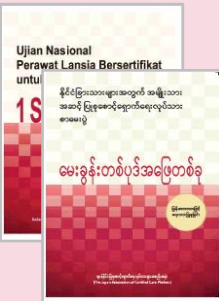
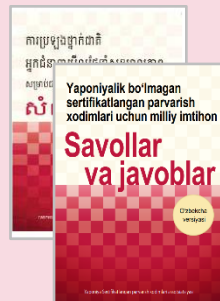
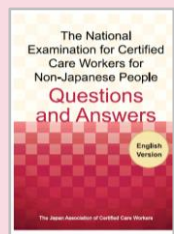
対応言語数：11か国



外国人のための 介護福祉士国家試験 一問一答

介護福祉士試験の合格を目指す外国人の方向けの教材

対応言語数：12か国



※ 上記のテキストはすべて無料で利用可能であり、厚生労働省ホームページ等で公開している。
 (掲載先) 厚生労働省ホームページ：https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_28131.html

外国人介護人材受入・定着支援等事業

令和6年度当初予算案 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 5.6億円の内数

1 事業の目的

- 本事業は、
 - ・国内や海外において日本の介護をPRすること等により、
 - ・介護分野における1号特定技能外国人として日本の介護現場において就労を希望する人材の受入れを促進するとともに、
 - ・外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援や、
 - ・介護分野における1号特定技能外国人の受入施設等への巡回訪問等を実施することで、外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

1. 情報発信（WEBやSNSを含む）

- ▶ 介護分野の特定技能外国人の送り出し国や介護の就労希望者等に対し、日本の介護に関する情報等を広く発信する。
- ▶ 広報媒体やWEBサイト、SNS等を利用して、介護の就労希望者等に対し、効果的な情報発信を行う。

補助率 定額補助
実施主体 民間団体(公募による選定)

2. 相談支援の実施

- ▶ 外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援を実施するため、電話・メール・SNS等により、適切に助言及び情報提供等ができる体制を整備。必要に応じて対面による支援を実施。



3. 1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問

- ▶ 介護分野の1号特定技能外国人の受入施設への巡回訪問を実施し、当該外国人の雇用に関する状況や介護サービスの提供状況、当該外国人への支援の状況等の受入実態を把握するとともに、必要に応じて当該外国人や受入施設職員等へ助言を行う。 など

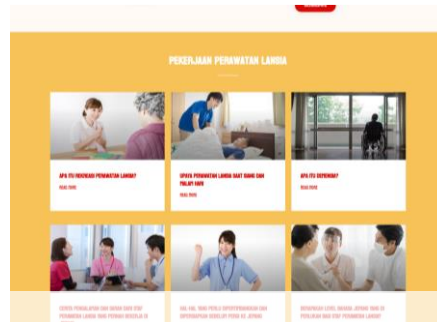
4. その他の相談支援等

- ▶ 協議会等の開催支援、開催の周知、協議会等の入会、協議会等構成員名簿の作成・管理、協議会会員向けの情報発信等の業務支援を行う。
- ▶ 介護現場で就労中の外国人介護職員や介護に関心のある外国人を対象に、介護業務等に関する悩み相談や近隣地域で就労する外国人介護人材の交流等の機会づくりの支援等を行う。



海外に向けた日本の介護についてのPR

「Japan Care Worker Guide」の運営



- 9言語に対応
英語 インドネシア語 クメール語 ネパール語 ミャンマー語
モンゴル語 タイ語 ベトナム語 日本語
- 各国出身の外国人や一緒に働く施設の日本人スタッフにインタビューした記事等を掲載するなど、外国人の目線で知りたい情報をまとめたコンテンツを掲載
- Facebookファンは約11万人

アンバサダーを活用した情報発信



- 日本で活躍する外国人介護人材がアンバサダーとして活動。WEB・SNSを活用した情報発信の強化を実施。

海外向けのオンラインセミナーの開催



- 施設と中継で繋ぎ、実際に日本の介護施設で働く外国人の方から参加者の質問に答えていただくなどのプログラムを提供。
- 令和2年から10か国で計23回開催

実施国	実施日			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年(予定)
インドネシア	令和2年11月26日	令和3年10月27日	令和4年11月10日	令和6年1月10日
モンゴル	令和2年12月16日	令和3年10月30日	—	—
カンボジア	令和2年12月20日	令和4年1月21日	—	令和5年12月4日
ミャンマー	令和3年1月19日	—	—	—
フィリピン	令和3年1月20日	令和3年11月27日	令和5年11月25日	令和5年11月22日
ネパール	令和3年2月5日	—	—	令和6年2月8日
タイ	—	令和3年12月20日	令和5年2月15日	—
ベトナム	—	令和3年11月10日	令和4年10月5日	令和5年9月27日
スリランカ	—	令和4年1月11日	—	—
バングラディッシュ	—	—	令和5年3月2日	—



外国人介護人材に関する相談窓口について

①EPA相談窓口

- EPAに基づくインドネシア・フィリピン・ベトナム3ヶ国の候補者及び受入施設を対象とした相談窓口を（公社）国際厚生事業団において、開設。
- EPA介護福祉士候補者及び受入施設からの施設内研修・雇用管理・在宅管理などに関する相談などを電話等で受け付け、助言を行う等の支援を行っている。
※ 顧問社会保険労務士による雇用管理相談や顧問精神科医によるメンタルヘルス相談の希望も受け付けている。

電話番号：0120-115-311（フリーダイヤル）※ インドネシア語、英語、ベトナム語対応
メールアドレス：sodan@jicwels.jp
受付日時：9時30分～13時、14時～17時30分（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）
対応言語：日本語・インドネシア語・英語・ベトナム語（月曜日・木曜日）
日本語（火曜日・水曜日・金曜日）※ 必要に応じ、各国母国語での対応も可能。

②外国人介護人材無料サポート

- EPA介護福祉士候補者以外の在留資格の外国人及びその受入施設を対象とした相談窓口を（公社）国際厚生事業団において、開設。
- 外国人及び受入施設からの外国人ご本人の生活・日本語学習・労務管理・在留資格などに関する相談などを電話等で受け付け、助言を行う等の支援を行っている。
※ 顧問社会保険労務士による雇用管理相談や顧問精神科医によるメンタルヘルス相談の希望も受け付けている。

電話番号：0120-118-370（フリーダイヤル）
※ 英語、中国語、インドネシア語、ベトナム語、タガログ語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語、クメール語、モンゴル語対応
※この他、右記のWEB、LINE、Facebookから相談可能（常時受信後、窓口開設時に対応を行っている）。
受付日時：9時15分～17時30分（土曜日・日曜日・祝祭日を除く）



妊娠等を理由とした外国人介護人材への不利益取扱いの禁止について

- 妊娠・出産等を理由として外国人介護人材を解雇し不利益な取扱いをすること、私生活の自由を不当に制限することなどは関係法令に基づき禁止されている。
- これまでも外国人介護人材に対して、妊娠等した場合、外国人介護人材に関する相談窓口を活用いただくよう周知しているところ。
- 外国人介護人材受入事業所等におかれても、外国人が妊娠等した場合、当該外国人に対し、外国人介護人材に関する相談窓口を活用いただくようご案内をお願いします。



外国人介護人材相談サポート Jicwels
Free consultation services for foreign
care workers

2024/02/23 · 🌐

🌱 日本（にほん）で介護（かいご）の仕事（しごと）をする外国人（がいこくじん）のみなさんへ
🌱 /

日本では、妊娠（にんしん）したことで、仕事をやめさせることは、法律（ほうりつ）で禁止（きんし）されています。

会社（かいしゃ）、送付機関（おくりだしきかん）、監理団体（かんりだんたい）などは、あなたが仕事を続（つづ）けたいのに、妊娠（にんしん）を理由（りゆう）に、あなたをむりやり帰国（きこく）させることはできません。

子どもを産（う）んだあとも、日本で介護の仕事ができます。

妊娠（にんしん）したら、ひとりでなやまないでください。かならず相談（そうだん）しましょう。相談する人がいなければ、JICWELSの相談窓口（そうだんまどぐち）に電話（でんわ）をしてくださいね。

あなたの「いのち」、これから生（う）まれてくる子どもの「いのち」が、一番（いちばん）大切（たいせつ）です 🧑🏻👉🏻 ✨

こ 　　う
子どもを産んだあとも
にほん 　　しごと
日本で仕事が
つづ
続けられます



👍❤️ 17人

👍 17

🗨️ 2

🔗 2

外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業について

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー（外国人留学生及び1号特定技能外国人の受入環境整備事業）

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

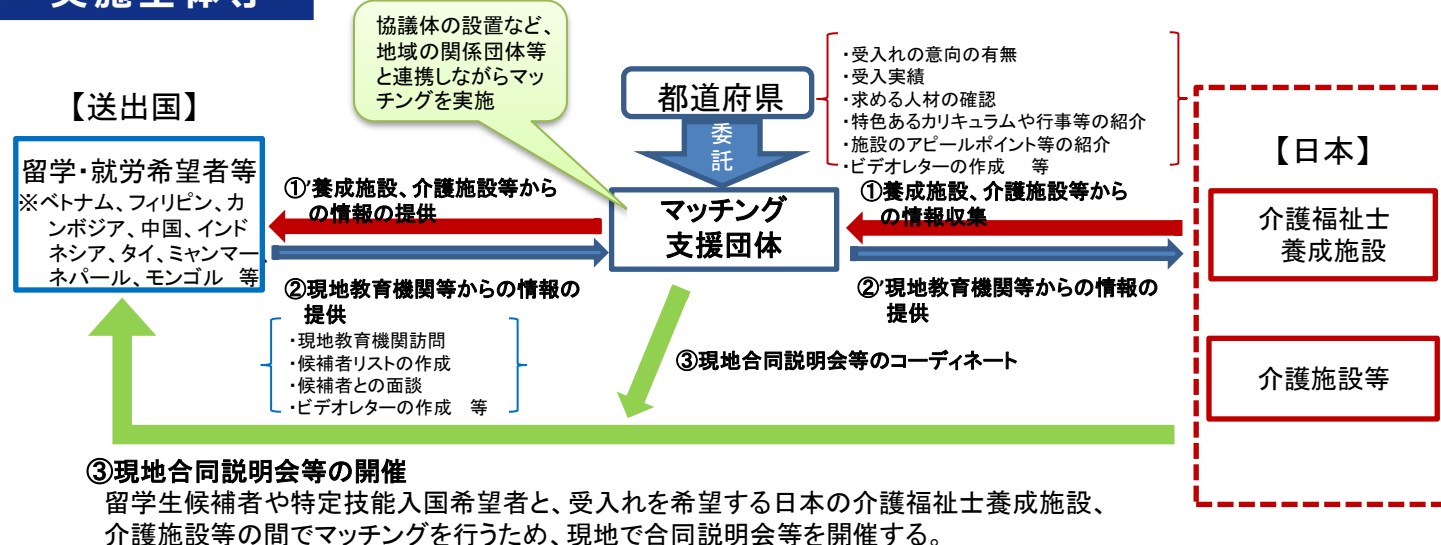
1 事業の目的・概要

介護福祉士養成施設と養成施設の留学希望者、また、介護施設等と特定技能による就労希望者等とのマッチングを適切に行うための経費を助成することにより、留学希望者や特定技能による就労希望者の円滑な受入支援体制の構築を図る。

（事業内容）

- ① マッチング支援団体が、外国人介護人材の送り出し国において留学希望者や特定技能による就労希望者に関する情報収集を行うとともに、マッチング対象となる双方に必要な情報を提供する
- ② 現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を行う など

2 事業のスキーム・実施主体等



3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県
- ◆ 補助率：2/3

外国人介護人材受入施設等環境整備事業について

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

補助率 : 2/3
実施主体 : 都道府県

【事業目的】

- 外国人介護人材の受入を検討するにあたりコミュニケーションや文化・風習への配慮等に不安がある、また、外国人介護人材に学習支援や生活支援ができる体制が不十分であるといった実態が介護施設等においてみられる。
- こうした実態を踏まえ、本事業では、介護施設等の不安を和らげるとともに外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

コミュニケーション支援

日本人職員、外国人介護職員、介護サービス利用者等の相互間のコミュニケーション支援に資する取組

- 介護業務に必要な多言語翻訳機の導入にかかる経費
- 多文化理解など外国人職員と円滑に働くための知識を習得するための講習会への参加等にかかる経費 など



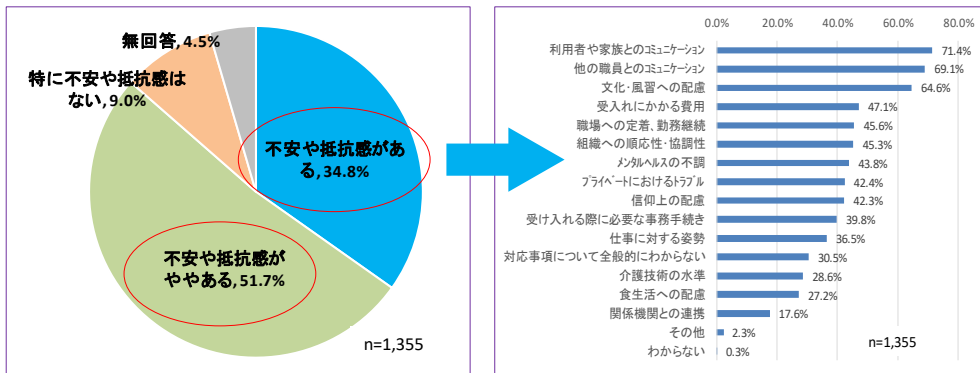
資格取得支援・生活支援

外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化に資する取組

- 介護福祉士資格取得を目指す外国人介護職員に対する学習支援にかかる経費
- 外国人介護職員の生活支援、メンタルヘルスケアにかかる経費 など



外国人介護職員を受け入れることへの不安や抵抗感<外国人介護職員を受け入れたことがない施設>



(出典)三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「外国人介護人材の受入れに関するアンケート調査」(平成30年10月1日時点調査)
(平成30年度厚生労働省老人保健健康増進等事業)

教員の質の向上支援

介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組

- 留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する研修等にかかる経費 など



外国人介護人材研修支援事業

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）のメニュー

令和6年度当初予算案 地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）97億円の内数

補助率 : 2/3
実施主体 : 都道府県

1 事業の目的

本事業は、介護職種における技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人の介護技能を向上するための集合研修等を実施することにより、当該外国人介護人材が日本国内の介護現場において円滑に就労・定着できるようにすることを目的とする。

2 事業の概要・スキーム

(1) 介護職種の技能実習生及び介護分野における1号特定技能外国人を対象とした集合研修等の実施

- 技能実習生や1号特定技能外国人を対象に介護技能を向上することを目的とした集合研修の実施。
 - ・ 受入状況や就労場所の地理的要因など各地域の実情に応じて、集合研修以外（派遣講師による巡回訪問、オンライン等）の方法で、研修を実施することも可能。
 - ・ 他の在留資格で就労する者も含めて集合研修を実施することも可能。（その場合は合理的な方法により費用按分を行い、重複が無いように整理することが条件。）
 - ・ 研修内容は、研修対象者が介護現場で円滑に就労・定着できるようにする観点から必要と考える内容であり、実施主体のそれぞれの実情に応じて検討可能。また、研修は座学のみならず演習を取り入れることとしている。
- 介護や日本語等の専門家の意見を踏まえた、研修教材の作成。
 - ※ 別に国の補助事業として作成した「介護の日本語テキスト」や、介護の日本語学習に関するWEBコンテンツ「にほんごをまなぼう」を、研修中や研修実施前後に積極的に活用するなど既存の学習ツール等も有効に活用することを推奨。

(2) 外国人介護人材受入施設等職員を対象にした研修の実施

- 外国人介護人材を雇用する介護施設等で技術指導等を行う職員を対象にした研修の実施。
 - ・ 受入れに係る必要な準備、外国人介護人材が安心して就労することができるサポートのあり方、円滑にコミュニケーションを図る方法、文化・風習への配慮事項、介護技術の指導方法、外国人介護人材受入事例の紹介などの内容について、地域の実情に応じて必要な研修内容を実施。
 - ・ 在留資格にかかわらず外国人の介護職員を雇用する施設等を対象とすることが可能。

(3) 研修講師等の指導者養成研修の実施

- 上記(1)(2)に基づき実施する研修の質の向上を図ることを目的として、当該研修講師（講師予定の者を含む）を養成するため、研修を適切に実施するための知識・技術の習得など、地域の実情に応じて必要な指導者養成研修を実施。

研修講師等の指導者養成研修の横展開

※地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）外国人介護人材研修支援事業のメニュー

- 外国人介護人材については、介護保険部会の意見書において「日本語学習や生活相談の支援とともに介護福祉士の資格取得支援等を推進することが必要である」とされており、介護福祉士の資格取得に向けた支援が重要。
- しかしながら、技能実習生や1号特定技能外国人は、介護福祉士資格取得を目指した制度ではないため、就労しながら資格取得するまでの具体的な道筋や、学習支援の手法が明確ではなく、受入施設の方針次第で学習方法等が大きく異なっている状況にある。
- そのため、どの施設で勤務していても、適切な学習支援等が行われるよう、外国人介護人材研修支援事業等を活用し、都道府県内の関係機関が連携して、適切な指導法に関する知識・技能を有する指導者の養成を行う事業を推進する。
- なお、地域の特性に応じ、例えば、養成した指導者を各受入施設に派遣し、施設の教育担当職員や外国人介護人材本人に向けた学習支援体制・指導方法・学習方法などについて助言を行うなど、柔軟な形態による事業実施も可能である。

指導者養成の実施

都道府県内の受入施設の外国人教育担当職員等を対象に、外国人介護人材の学習支援方法に関する知識や技能に関する研修等を実施。

- ・研修カリキュラム等の作成
- ・モデル事業の実施による事例収集
- ・研修に係る経費等の助成
(厚生労働省)

研修開催支援

指導者養成研修の開催
(都道府県)

参加

県下の
日本語学校講師

県下の
養成施設の教員

県下の受入施設の
指導的役割にある者

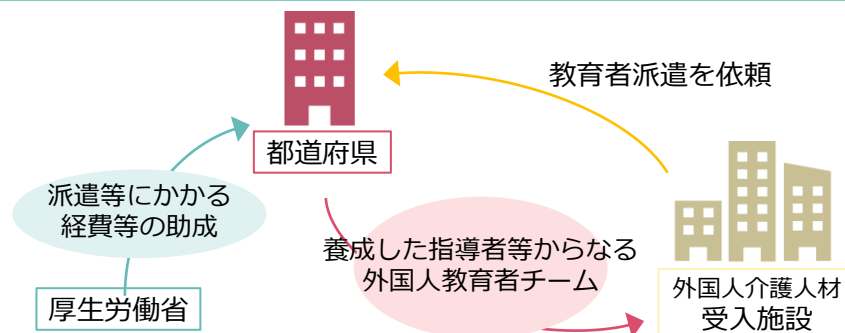


適切な指導法に関する
知識・技能を有する
指導者を養成



(参考：事業実施例) 外国人教育者チームの派遣

- 上記により養成した指導者等からなる「外国人教育者チーム」を構成。
- 外国人受入施設に対して、外国人教育者チームを派遣して、介護福祉士資格取得等に向けた以下の支援を実施。
 - ア 受入施設の教育担当者に向けた学習支援体制・指導方法等に関する助言
 - イ 外国人介護人材について、本人の日本語能力等を総合的に判断し、その状況に応じた学習方法等に関する助言



地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（1）

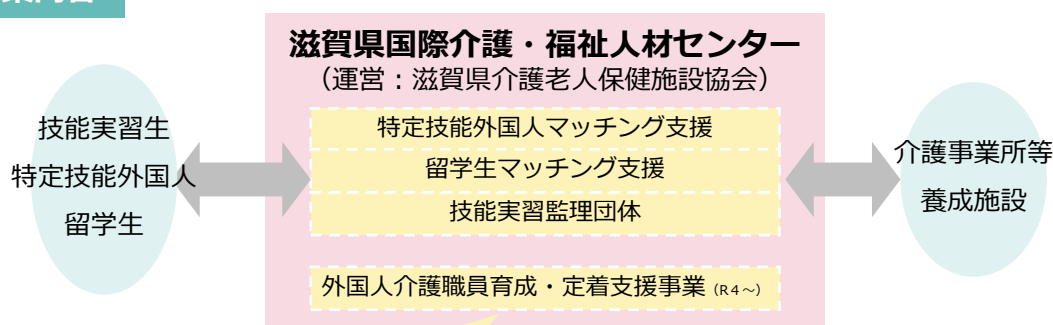
（滋賀県～事業者団体と県の共同による外国人介護人材のマッチングから定着等の一貫支援の実施～）

- 地域の特有の課題解決を図るため、自治体によっては地域医療介護総合確保基金を活用した柔軟な取組が行われている。
- 滋賀県では、外国人介護人材の確保～定着支援を行うため、関係機関と連携して「滋賀県国際介護・福祉人材センター」を設置し、基金を活用してマッチング支援や人材育成・定着支援等に取り組んでいる。

事業概要

- 高齢化と同時に生産年齢人口が減少していくことを踏まえ、人材確保対策の一つとして外国人介護人材の受入施策を検討するため、関係団体等からなる「滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会」の部会として、令和元年度に「外国人介護人材参入促進検討部会」を設置。
- 「どこの監理団体が良いのか分からない」「費用面が課題」等の事業者の声を受け、様々な検討の結果、県内事業者団体・職能団体等の合意のもと、事業者団体と県の共同事業として、令和2年4月に「滋賀県国際介護・福祉人材センター」を創設。
- 事業者団体が技能実習制度の監理団体を創設し、特定技能・留学を通じたマッチング支援については、県事業として同団体に委託することで、3つの在留資格を通じた外国人介護人材の受入れを総合的に支援するもの。
- 令和4年度からは、介護技術・日本語能力の向上に係る研修や外国人介護職員同士の交流事業など、センターに育成・定着支援機能を付加することで、外国人介護人材の円滑かつ適正な受入れから育成・定着までの一貫した支援体制の構築を目指す。

事業内容



県内の外国人介護職員向けのフォローアップ研修やネットワーク形成事業等を実施。WEBサイト等で周知。



実績・効果

- 令和5年6月時点で、センターを通じて47名（技能実習生含む）の外国人介護人材が県内事業所で就労中。
- 令和4年度の研修事業実績については、
 - ・受入れ施設指導者研修
『受入対応研修』参加者 18名
『指導担当者研修』参加者 26名
 - ・外国人介護職員フォローアップ研修
『日本における介護とは』参加者 69名
『認知症の理解、介護技術』参加者 72名
『介護の日本語』参加者 54名 等

滋賀県国際介護・福祉人材センターホームページ
(<https://shiga-kokusaijinzai.jp/>)

地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（２）

（静岡県～外国人介護人材受入事業所への巡回相談や研修交流会の実施等のメンタルヘルスケア～）

- 地域の特有の課題解決を図るため、自治体によっては地域医療介護総合確保基金を活用した柔軟な取組が行われている。
- 静岡県では、外国人介護人材の定着支援のため、外国人介護人材サポートセンター事業として、外国人介護人材を受け入れる事業所への巡回相談や研修交流会を開催し、生活相談等のメンタルヘルスケア等に取り組んでいる。

事業概要

- 県内では介護職員の慢性的な不足の解消が喫緊の課題であり、外国人介護人材の受入れ支援に取り組んできた結果、県内で働く外国人介護職員数は年々増加している。
- 外国人介護職員に対するアンケート等から、職場で働く上で、様々な課題があることを把握した。
（異国で働く不安、孤立感、言語・文化の違い等について問題を感じているがなかなか相談しにくい状況。）
- 本県で安心して長く働き続けられるため、本人が抱える不安・悩みに対するサポート環境整備が必要と判断。
- 地域医療介護総合確保基金を活用して実施。

事業内容

1 巡回相談

- ①相談員が介護事業所を訪問
- ②外国人職員本人から仕事及び生活上の不安や悩みの聞き取り
- ③②を受けて必要なアドバイスを行う



2 研修交流会

同じ国籍の職員を集め、仲間づくりができる研修交流会を開催（テーマ例）

- ・日本の介護に関する現状
- ・文化及び生活習慣等への理解を深める
- ・介護の資格をとるには



実績・効果

- 巡回相談：75人（53事業所）実施（令和4年度）
- 研修交流会：16回開催・延べ132人が参加（令和4年度）
※フィリピン・ベトナム・インドネシア
中国・ミャンマーを対象国として実施。
- 研修交流会参加者アンケートの主な内容
 - ・もっと日本語や介護の勉強を頑張りたい。
 - ・介護についていろんなわからないことがわかった。
 - ・新しい友達ともお話できて楽しかった。
 - ・同じ国の友達と色々話せて楽しかった。
 - ・頑張って介護の資格を取りたい。
 - ・先生の話聞いて、未来のことを考えた。

地域医療介護総合確保基金を活用した自治体の取組（3） （広島県～受入支援セミナーや受入に役立つガイドブック作成等の事業所等への受入支援～）

- 地域の特有の課題解決を図るため、自治体によっては地域医療介護総合確保基金を活用した柔軟な取組が行われている。
- 広島県では、外国人介護人材の定着支援のため、関係団体により構成される外国人介護人材活用適正化推進委員会を設置し、外国人介護人材の受入事業者を対象としたセミナーの開催や、事例等をまとめた受入に役立つガイドブックを作成している。

事業概要

- 受入支援セミナー
外国人介護人材の受入を検討している事業者等を対象に、制度理解促進や事例共有等を目的としたセミナーを開催（令和4年度は3回実施）
- 受入ガイドブック
県内の受入れ事例（31事業所）や、仕事面・生活面・言語面での支援など外国人介護人材受入れのためのノウハウをまとめたガイドブックを作成（令和3年3月発行、令和4年3月・令和5年3月改訂：受入事例追加）



事業スキーム

受入支援セミナー

一般社団法人広島県医療福祉人材協会

補助

広島県

連携

外国人介護人材活用適正化推進委員会

県老施連、広島市老施連等で構成
県はオブザーバーとして参加

事例共有

監理団体・登録支援機関

事例共有

受入ガイドブック

ガイドブック作成監修委員会
推進委員、介護福祉士養成校等で構成

事例共有

外国人介護人材受入事業者

※ガイドブックについてはR2年度に委託事業により作成

令和4年度 広島県外国人介護人材受入施設等連携整備事業
主催：一般社団法人広島県医療福祉人材協会 協賛：広島県、広島市、広島市老施連、広島市老協

定員 会場 50名
オンライン 100名

オンライン同時配信 外国人介護人材確保・定着支援セミナー

外国人介護人材の確保・育成及び適切かつ円滑な受入れのために
自県分野における外国人介護人材の受入れについては、経済産業省（IPA）に基づく介護福祉士技能者の受入れ、在留資格の取得、在留期間の延長、在留期間の更新、在留期間の更新申請の受付等について、広島県でも30以上の事業所において150人以上の外国人介護人材が受入れられています。令和4年度の目的は、このセミナーを通じて、外国人介護人材の受入を促進して、定着に向けた取り組みを推進することです。実際に受入れている施設や監理団体、登録支援機関等の具体的な事例や情報を共有し、外国人介護人材の受入に役立つノウハウを共有すること、育成や定着について情報交換することを目的として開催します。

第1回（広島県）	第2回（広島県）	第3回（広島県）
日時：令和4年10月17日（月） 13時30分～16時30分 会場：広島県立総合体育館本大会館（広島県広島市中区築町4-1） TEL:082-228-1111	日時：令和4年11月4日（月） 13時30分～16時30分 会場：広島県立総合体育館本大会館（広島県広島市中区築町4-1） TEL:084-932-7265	日時：令和4年11月14日（月） 13時30分～16時30分 会場：広島県立総合体育館本大会館（広島県広島市中区築町4-1） TEL:0824-62-2222
1 懇親会 2 開会式 3 外国人介護人材受入の必要性と外国人の確保と定着のためのコミュニケーション 4 事例共有 5 質疑応答 6 閉会式	1 懇親会 2 開会式 3 外国人介護人材受入の必要性と外国人の確保と定着のためのコミュニケーション 4 事例共有 5 質疑応答 6 閉会式	1 懇親会 2 開会式 3 外国人介護人材受入の必要性と外国人の確保と定着のためのコミュニケーション 4 事例共有 5 質疑応答 6 閉会式
コーディネーター 一般社団法人キャリアマタジント研究所 代表理事 宇藤 勉 パネラー 外国人介護職員 株式会社 基成 基成 基成 パネラー 外国人介護職員 株式会社 基成 基成 基成 パネラー フィリピン人事情 株式会社 KICHIGIHO CONSULTING, INC.	コーディネーター 一般社団法人キャリアマタジント研究所 代表理事 宇藤 勉 パネラー 外国人介護職員 株式会社 基成 基成 基成 パネラー 外国人介護職員 株式会社 基成 基成 基成 パネラー ミャンマー人事情 株式会社 基成 基成 基成	コーディネーター 一般社団法人キャリアマタジント研究所 代表理事 宇藤 勉 パネラー 外国人介護職員 株式会社 基成 基成 基成 パネラー 外国人介護職員 株式会社 基成 基成 基成 パネラー インドネシア人事情 株式会社 基成 基成 基成

【参加申込方法】 ※詳しくは募集要項をご覧ください。【申込、申込】 開催日の一週間前まで

問い合わせ：一般社団法人広島県医療福祉人材協会 協賛：広島県、広島市、広島市老施連、広島市老協 TEL:080-8987-6243

国の支援事例を活用した外国人の受け入れ事例

A社会福祉法人は、**国の支援制度（介護施設等による外国人留学生への奨学金等の支給に係る支援事業、介護福祉士等修学資金貸付制度）**を活用し、留学生として受け入れを推進。介護施設での就労につなげている。

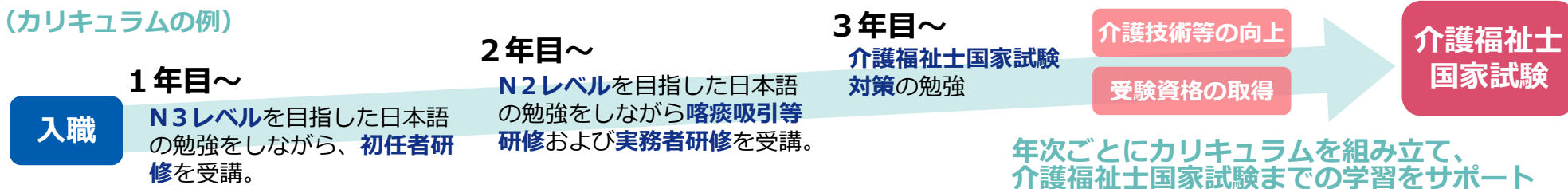
- 法人として、日本語学校、介護福祉士養成施設を開校。
- ベトナム、タイ、中国、フィリピン等から**留学生を日本語学校に受け入れ、卒業後は介護福祉士養成施設に進学**、2年間、介護福祉士の資格取得のための勉強を行う。
※来日前から現地で日本語教育等支援を行う。
- 介護福祉士の資格取得後は、**在留資格「介護」**を得て、**グループ内の介護施設で就労**。

外国人介護人材が初任者研修を受講等によりキャリアアップを目指す事例

～ 有限会社ウエハラ：年次ごとにカリキュラムを組み立て、介護福祉士国家試験までの学習をサポート～

- 介護福祉士国家資格の取得を希望する特定技能の外国人介護職員に対し、年単位のカリキュラムを立て支援を実施。
- 事業所のシステムとして日本語や国家試験対策の勉強を支援するとともに、初任者研修・喀痰吸引等研修・実務者研修を法人内で実施し、受講させる仕組みを整備。
- 施設内においては、業務時間内での授業の実施や添削指導によるフォローアップを実施するとともに、登録支援機関による定期的な面談・相談受付を行うことによりメンタルヘルスケアを行っている。

(カリキュラムの例)



(サポートのイメージ)

外国人職員（特定技能）

“日本語があまりできないので、利用者さんと話す時、何をしてほしいかわからないことがあり悔しい”
 “（研修は）介護の専門用語が出てきたり、法律の話もあるので少し難しい”

学習支援・生活支援等のサポート

- 介護技術やコミュニケーションスキルの向上
 “最初は周りの職員から指示を受けて働いていたが、初任者研修を受けていただくことで自分がやっている介護業務をより深く理解してもらえるため、普段の会議での発言からも、行動に意味を持って働くことができている”（施設担当者）
- 介護福祉士資格取得に向けた意欲の向上
 “国家試験に合格し、子供を日本に連れてきて、日本で長く働きながら一緒に暮らしたい”（外国人職員）

受入れ施設

国家資格試験合格に向けた学習支援や研修受講支援

- 学習機会・時間の確保等による学習支援
 - ・ 業務時間内で授業（外部講師）を実施（基本週1回）
 - ・ 宿題を出し、添削は法人内の日本人職員がすることもある
- 法人内での実務者研修等の実施と受講のフォローアップ
 - ・ 外国人職員の授業の理解度はこまめにチェックしながらサポート
 - ・ 全ての研修は日本語で実施。

登録支援機関

メンタルヘルスケアなどの生活面の支援

- 法人と外国人職員との調整役
 - ・ 2か月に1回ほど外国人職員と面談
 - ・ 法人や施設に言いにくいこと等の相談に対応

※ 当事例は、介護分野における特定技能協議会事務局が発行した「介護分野における特定技能協議会メールマガジン第6号（令和5年7月31日発行）」に掲載された内容を元に、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室が作成したものです。

外国人介護人材が初任者研修を受講等によりキャリアアップを目指す事例

～海外介護士育成協議会（のぞみグループ）：監理団体としての入国前後のシームレスな教育支援の実施～

- 技能実習生の入国前に日本語のコミュニケーション能力を上げるため、160時間の介護研修を実施。
- 入国後、2か月間の集団講習を実施。そのなかでコミュニケーション能力を高める日本語教育と、介護職員初任者研修を実施。
- さらに、就労開始後も個々の能力や希望に応じて、介護技能評価試験や介護福祉士国家試験に向けた対策プログラムを提供している。

海外介護士育成協議会（のぞみグループ）の事例

入国前（海外現地）の介護導入研修



N 3 を目指した日本語学習と
160時間の介護研修

- 自グループで作成したテキストを用いて介護の日本語を学習支援を実施。
- オリジナルデジタル教材を使用して、介護福祉士国家資格を持つ日本人の介護教師による日本語での介護の導入講習を実施。

入国後（就労前）の集団講習



日本語学習、法定研修に加えて
初任者研修の実施

- 技能実習制度上定められた日本語学習及び法定研修に加えて、自グループが作成したテキストを用いて、「初任者研修」に位置付けられた集団講習を実施。
- また、上記の講習に加え、介護現場での需要が高い「普通救命救急講習」を実施する。

就労開始後（施設へ配属）の教育支援



介護技能評価試験や介護福祉士国家試験
に向けた対策プログラムの提供

- 就労しながら、介護福祉士受験に向けての学習ができるようオンラインを使用しサポートをする「介護福祉士受験対策プログラム」や「短期集中直前講習」を提供。
- 実施に当たっては、目標設定や習熟度に見える化等を行うことにより、実習生本人及び施設が、学習状況等が分かりやすいように工夫している。

介護技能実習生への入国前～入国後のシームレスな教育の実施により一定のレベルを担保

介護職員初任者研修等の受講支援に資する主な地域医療介護総合確保基金事業（介護従事者確保分）

①初任者研修費用の助成

主な事業名	事業内容	主な事業対象	主な実施者	R4年度 実施自治体数
介護未経験者に対する研修支援事業	介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得るよう、 介護職員初任者研修等の基本的な知識・技術を習得するための研修 や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等 に要する経費に対し助成する。	介護職員（外国人含む）の受け入れ事業所等	事業所等（都道府県を通じた間接補助）	各都道府県 （39自治体）

※ 受講開始日時点で雇用保険の被保険者期間が1年以上（2回目以降は、被保険者期間が3年以上）の者等が、教育訓練給付制度給付対象講座として厚生労働大臣の指定を受けた介護職員初任者研修を受講し、修了した場合、受講料の40%（上限20万円）（特定一般教育訓練の場合）の支給を受けることが可能。

②その他支援（代替職員確保、研修の実施、事業所内の学習支援等）

主な事業名	事業内容	主な事業対象	主な実施者	R4年度 実施自治体数
各種研修に係る代替要員の確保対策事業	介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、 研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。	介護職員（外国人含む）の受け入れ事業所等	事業所等（都道府県を通じた間接補助）	各都道府県 （21自治体）
外国人介護人材研修支援事業	外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、 都道府県が外国人介護人材の介護技能向上のための集合研修等を実施するための経費を助成する。	外国人介護職員（在留資格を問わない）	都道府県	各都道府県 （24自治体）
外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護施設等で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者が介護福祉士国家試験に合格できるよう、 受入施設における日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援に対する経費を助成する。	EPA介護福祉士候補者の受け入れ事業所等	事業所等（都道府県を通じた間接補助）	各都道府県 （20自治体）
外国人介護人材受入施設等環境整備事業	外国人介護人材を受入れる（予定を含む）介護施設等において、多言語翻訳機の導入等のコミュニケーション支援、 介護福祉士の資格取得を目指す外国人職員への学習支援 、メンタルヘルスケア等の生活支援を行うことにより、 外国人介護人材の受入環境整備を推進するための経費に対して助成する。 また、介護福祉士養成施設において留学生に適切な教育・指導を行うための教員の質の向上に資する取組に必要な経費に対して助成する。	外国人介護職員（在留資格を問わない）の受け入れ事業所等	事業所等（都道府県を通じた間接補助）	各都道府県 （21自治体）

実務者研修受講にあたっての支援

1 受講者に対する受講費用の支援

	介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業	教育訓練給付
貸付／給付	貸付（返還免除要件あり）	給付
金額額	20万円	専門実践：受講費用の最大70%（年間上限56万円） 特定一般：受講費用の40%（上限20万円） 一般：受講費用の20%（上限10万円）
財源	生活困窮者就労準備支援事業費補助金	雇用保険料
対象者	実務者研修実施施設に在学する者	在職者又は離職後1年以内の者であって、受講開始日時点で雇用保険の被保険者期間が1年以上（2回目以降は、被保険者期間が3年以上）の者
窓口	各都道府県社会福祉協議会	ハローワーク
その他	実務者研修実施施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、登録した日から2年間引き続き介護の業務に従事した場合に、返還免除	修了日の翌日から1ヶ月以内にハローワークに申請

2 地域医療介護総合確保基金における支援（国負担2／3）

事業名	各種研修に係る代替要員の確保対策事業	多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業	介護未経験者に対する研修支援事業
事業内容	現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。	介護人材のキャリアアップに資する各種研修等の実施のための経費に対し助成する。	介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費に対し助成する。
事業対象者	介護施設、事業所等	介護施設、事業所等	介護施設、事業所

令和5年度補正予算事業 (外国人介護人材関係)について



令和5年度 厚生労働省補正予算案のポイント

追加額 1兆4,151億円（うち一般会計1兆4,144億円、労働保険特別会計4.8億円、年金特別会計2.9億円）

※一般会計から年金特別会計への繰入があるため、79百万円が重複する。

I. 医療・介護・障害福祉等分野における物価高騰等への対応

1,016億円

- 医療・介護・障害福祉分野の職員に対する処遇改善に向けた支援 539億円
- 介護・障害福祉分野へのICT・ロボットの導入等による生産性向上や経営の協働化等を通じた職場環境の改善 374億円
- 医療・介護・障害福祉分野における人材の養成・確保、定着を図る取組支援 67億円

- 医療・介護・障害福祉等分野における食材料費・光熱費高騰への支援（※）
「重点支援地方交付金」の内数
- 生活衛生関係業者への支援として、物価高騰や賃上げ等への対応に向けた支援、専門家による相談支援、デジタル化推進、資金繰り支援の実施 9.2億円

等

II. 三位一体の労働市場改革の推進等

204億円

- 公的職業訓練のデジタル分野の重点化によるデジタル推進人材の育成 制度要求
- 生成AIを含むデジタル人材育成のための「実践の場」を開拓するモデル事業の実施 18百万円
- 非正規雇用労働者等が働きながら学びやすい職業訓練試行事業（仮称）の実施 74百万円
- キャリアアップ助成金による正社員転換を希望する非正規雇用労働者の正規化促進 制度要求
- 事業再構築等に必要の人材確保に対する支援の推進 制度要求
- 最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援の促進 180億円
- 人手不足分野における人材確保のためのハローワークの体制拡充 88百万円
- シルバー人材（未就業者・女性高齢者を含む）の活躍促進に向けた支援 15億円
- 「年取の壁」への対応に向けた支援強化パッケージの推進 5.4億円
- 育児休業取得時等の業務代替支援による仕事と育児の両立支援 制度要求

等

III. 次なる感染症に備えた対策等

7,908億円

- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金による支援 6,143億円
- 次なる感染症に備えた個人防護具の備蓄や協定締結医療機関への支援の推進 307億円
- ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けた国際機関等への拠出による医薬品研究開発及び保健システムの強化 294億円
- 感染症危機対応医薬品等の開発に向けた支援・体制整備の促進 5.2億円
- 感染症対策の強化のための研究開発や医薬品備蓄等の実施 153億円

等

IV. DX・イノベーションの推進

1,828億円

- マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けた取組の推進 887億円
- 電子処方箋の全国的な普及拡大や機能向上の推進 251億円
- 全国医療情報プラットフォームの開発等による保健・医療・介護情報の連携と利活用のための基盤等の整備 91億円
- 医療機関におけるサイバーセキュリティ対策の強化 36億円
- 医薬品・医療機器の安定供給に向けた支援 21億円
- ドラッグラグ・ドラッグロスの解消を含めた創薬力の強化 2.4億円
- 革新的医療機器の創出に必要な人材育成及び企業への伴走支援 7.1億円
- 生成AIを活用した新規治療薬の開発促進 5.0億円
- がん・難病の全ゲノム解析等の推進 95億円

等

V. 国民の安全・安心の確保

872億円

- 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の施行準備に向けた都道府県・市町村の取組支援 6.3億円
- 共生に向けた認知症の早期発見・早期介入実証プロジェクトの推進 5.0億円
- アルツハイマー病の疾患修飾薬等の社会実装に伴う効果的な診断・治療方法の確立と普及を目指す研究の実施 50百万円
- 「女性の健康」ナショナルセンター機能の構築 5.4億円
- 住まい支援システムの構築、自治体・NPO等への支援等による生活困窮者自立支援の機能強化 33億円
- 自治体・NPO等による自殺対策の取組支援、子ども・若者の自殺危機対応チームの立ち上げ支援 21億円
- 水道施設、医療施設、社会福祉施設等の耐災害性強化、災害復旧への支援等 646億円

等

※入院時の食費について、2024年度については、地域医療介護総合確保基金による対応を念頭に、診療報酬の見直しと合わせ、2024年度予算編成過程において検討。

外国人介護人材確保の関連予算事業

凡例

入 = 入国支援 定 = 定着支援

学 = 学習支援 受 = 受入環境整備

	対象の主な在留資格	事業名	事業内容（令和5年度）
EPA介護福祉士・介護福祉士候補者への支援			
学 定	EPA	1. 外国人看護師・介護福祉士等受入支援事業	就労前の「介護導入研修」や受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談・助言等を実施
学	EPA	2. 外国人介護福祉士候補者学習支援事業	就労・研修に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、介護分野の専門知識に関する通信添削指導、資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を実施
学	EPA	3. 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業	受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門的知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助 ※障害者施設は「障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」で実施
民間団体等による外国人介護人材受入環境整備等（補助事業）			
入 定	特定技能	4-1. 介護技能評価試験等実施事業 拡充	特定技能1号外国人の送り出し国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施
学	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	4-2. 介護の日本語学習支援等事業 拡充	外国人介護人材が、介護の日本語学習を自立的に行うための環境整備を目的に、介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用や介護の日本語等に関する学習教材の作成、技能実習指導員を対象にした講習会の開催等を実施
入 定	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	4-3. 外国人介護人材受入・定着支援等事業 拡充	<ul style="list-style-type: none"> 外国人介護人材の介護業務の悩み等に関する相談支援の実施や、外国人介護職員の交流会の開催支援、特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等を実施 海外において日本の介護をPRし、就労を希望する特定技能1号外国人を確保することを目的に、現地説明会の開催やWEB・SNSを利用した情報発信を実施
都道府県等による外国人介護人材受入環境整備等（地域医療介護総合確保基金事業等）			
入	留学	5-1. 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業	留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対し、当該支援に係る経費を助成
入	留学・特定技能等	5-2. 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業	マッチング支援団体が送り出し国において特定技能就労希望者等に関する情報収集を行うとともに、現地（海外）での合同説明会の開催等のマッチング支援を実施
入 学 定	技能実習・特定技能・留学等	6. 介護福祉士修学資金等貸付事業 拡充	介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付を実施。5年間、福祉・介護の仕事に継続して従事した者には借り受けた修学資金等の返済を全額免除する。
学 受	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	7. 外国人介護人材受入施設等環境整備事業	日本人職員、外国人介護職員、利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を助成
学 受	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	8. 外国人介護人材研修支援事業	地域の介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施
入 定 受	介護・EPA・技能実習・特定技能・留学等	9. 外国人介護人材受入促進事業 新規	外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等を導入し、それが有効活用されるように環境を整備すること等を支援する。また、外国人介護人材の確保のため、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を行う。

外国人介護人材確保の関連予算事業

凡例

E = E P A

介 = 在留資格「介護」

留 = 留学

特 = 特定技能

技 = 技能実習

全 = すべての在留資格

入国支援（情報発信・マッチング支援・経済的支援）

- 特** **4-1. 介護技能評価試験等実施事業**
特定技能1号外国人の送り出し国及び日本国内において、介護技能評価試験及び介護日本語評価試験を実施。
- 全** **4-3. 外国人介護人材受入・定着支援等事業**
相談支援の実施や交流会の開催支援や特定技能外国人の受入施設への巡回訪問等の受入支援、海外における日本の介護のPR活動、WEB・SNS等を利用した情報発信等を実施。
- 留** **5. 外国人留学生及び特定技能外国人の受入環境整備事業**
5-1. 外国人留学生への奨学金の給付等に係る支援事業
留学生に対して奨学金の給付等の支援を行う介護施設等に対し、当該支援に係る経費を助成。
- 特** **5-2. 外国人留学生及び1号特定技能外国人のマッチング支援事業**
送出国における特定技能就労希望者等に関する情報収集、海外での合同説明会の開催等のマッチング支援等に係る経費を助成。
- 留** **6. 介護福祉士修学資金等貸付事業**
介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付を実施。
5年間、福祉・介護の仕事に継続して従事した者には借り受けた修学資金等の返済を全額免除。
- 全** **9. 外国人介護人材受入促進事業**
外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入、有効活用を促進する環境整備、現地での外国人介護人材確保に資する取組等を行う事業所等に対して支援。

定着支援（巡回訪問・相談支援・特定技能制度への円滑移行）

- E** **1. 外国人看護師・介護福祉士等受入支援事業（再掲）**
- 特** **4-1. 介護技能評価試験等実施事業（再掲）**
- 全** **4-3. 外国人介護人材受入・定着支援等事業（再掲）**
- 留** **6. 介護福祉士修学資金等貸付事業（再掲）**
- 全** **9. 外国人介護人材受入促進事業（再掲）**

学習支援（研修実施・資格取得支援）

- E** **1. 外国人看護師・介護福祉士等受入支援事業**
就労前の「介護導入研修」や受入施設への巡回訪問、就労・研修に係る相談・助言等を実施。
- E** **2. 外国人介護福祉士候補者学習支援事業**
就労・研修に必要な専門知識等を学ぶ集合研修、介護分野の専門知識に関する通信添削指導、資格を取得できず帰国した者の母国での再チャレンジ支援等を実施。
- E** **3. 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業（※）**
受入施設が行う就労中の介護福祉士候補者の日本語学習や介護分野の専門的知識の学習、学習環境の整備、また、喀痰吸引等研修の受講費用、研修を担当する者の活動に要する費用等を補助。
※障害者施設は「障害者施設等の外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業」で実施。
- 全** **4-2. 介護の日本語学習支援等事業**
介護の日本語WEBコンテンツの開発・運用や介護の日本語等に関する学習教材の作成、技能実習指導員を対象にした講習会の開催等を実施。
- 留** **6. 介護福祉士修学資金等貸付事業（再掲）**
- 留** **7. 外国人介護人材受入施設等環境整備事業**
日本人職員・外国人介護職員・利用者等の相互間のコミュニケーション支援、外国人介護人材の資格取得支援や生活支援の体制強化、介護福祉士養成施設における留学生への教育・指導の質の向上に資する取組等に対する費用を助成。
- 全** **8. 外国人介護人材研修支援事業**
介護施設等で就労する外国人介護人材の介護技能を向上するため、集合研修や研修講師の養成、外国人の技術指導等を行う職員を対象にした研修等を実施。
- 全** **9. 外国人介護人材受入促進事業（再掲）**

受入環境整備（コミュニケーション支援・生活支援）

- 全** **7. 外国人介護人材受入施設等環境整備事業（再掲）**
- 全** **8. 外国人介護人材研修支援事業（再掲）**
- 全** **9. 外国人介護人材受入促進事業（再掲）**

施策名:介護福祉士修学資金等貸付事業における貸付原資の確保

令和5年度補正予算額 52億円

① 施策の目的

介護人材の着実な養成、確保並びに定着を支援するため介護福祉士修学資金等貸付事業により介護福祉士養成施設に通う学生に対して修学資金の貸付等を実施する。

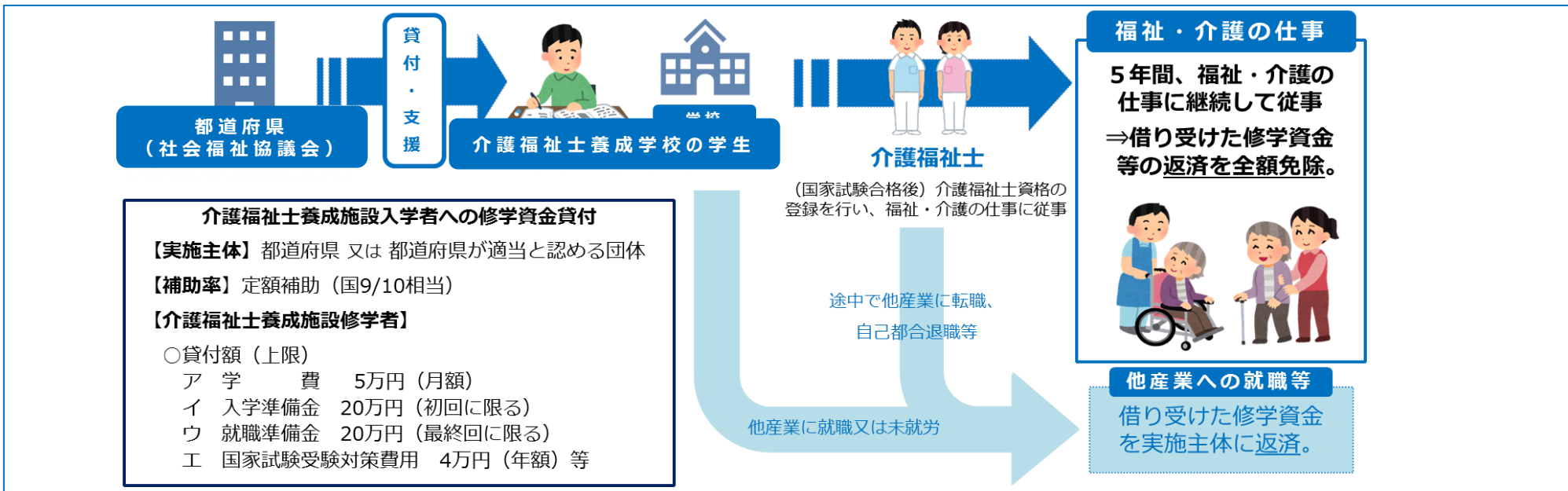
② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

介護福祉士修学資金等貸付事業の貸付希望件数の増加等に伴い貸付原資の不足が見込まれる自治体に対して、必要な貸付原資の積み増しを行い、安定的な事業継続を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

必要な貸付原資を積み増し、安定的な事業継続を支援することで、更なる介護人材の確保を推進。

施策名：外国人介護人材受入促進事業（地方自治体への補助事業）

① 施策の目的

- 外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等を導入し、それが有効活用されるように環境を整備すること等を支援する。
- また、外国人介護人材の確保のため、海外現地の学校との連携を強化するなど、現地での人材確保に資する取組を行う事業所等に対して支援を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

(1) 外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための環境整備

- 外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材受入事業所等に対して、外国人介護人材の活躍に資するツール等（携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェアなど）の導入費用やそれが有効活用されるための環境の整備（導入に係る研修、関連規程の整備など）等に係る費用を助成する。

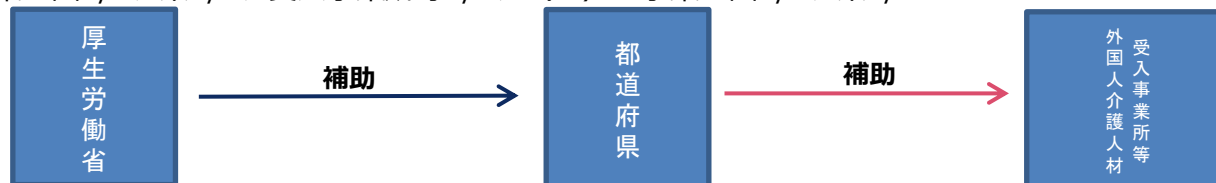
(2) 海外現地での外国人介護人材確保の取組に対する支援

- 海外現地の学校との連携を強化するなど、外国人介護人材の確保の取組を行う事業所等に対して支援を行う。
 - ・ 海外現地で連携する学校の開拓や留学希望者や外国人介護人材に関する情報収集のために必要な経費
 - ・ 日本の介護施設や介護福祉士養成施設等の情報を提供するために必要な経費（海外の日本語学校等での日本の介護に関する説明会の開催経費、現地での求人募集等）

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

【補助率】 (1)の事業：国1/2、県1/4、受入事業所等1/4、(2)の事業：国2/3、県1/3

【補助金の流れ】



⑤ 成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

外国人介護人材受入事業所等におけるツールの導入等を推進することで、外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を実現する。また、国民が必要な介護サービスを安心して受けられるよう、その担い手となる外国人介護人材を確保する。

施策名:外国人介護人材受入・定着支援事業(民間団体等への補助事業)

① 施策の目的

- 外国人介護人材の受入・定着支援のため、民間団体等が行う介護技能評価試験等の拡充、海外向けの情報発信の強化、外国人介護人材の日本語学習支援の拡充を支援することで、海外現地での戦略的な人材の掘り起こし等の強化を図る。
- また、外国人介護人材が介護福祉士資格に必要な知識を修得させるための講座の開催等を行い、在留期間更新の回数制限ない在留資格「介護」の取得を促す。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
	○		○	

③ 施策の概要

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

【事業内容】

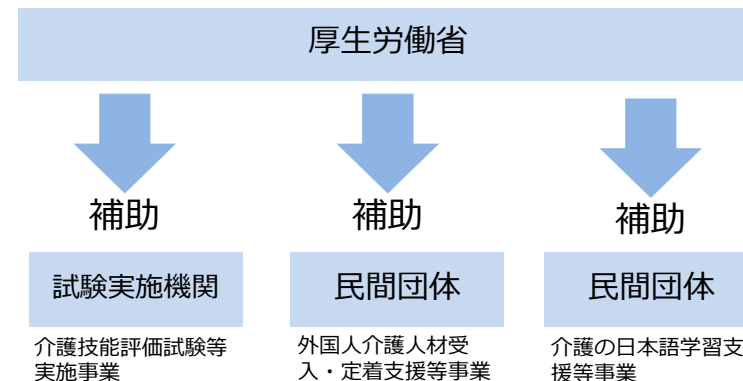
以下の事業を実施し、外国人介護人材の受入環境を整備する。

- 介護技能評価試験等の拡充等(介護技能評価試験等実施事業)
 - ・ ミャンマーなど特定技能の受験者が急増している地域について、試験会場の増設・試験定員数を増加させる。
- (外国人介護人材受入・定着支援等事業)
 - ・ 海外現地で実施する説明会を拡充し、特定技能の受験を希望する外国人介護人材の掘り起こしを行う。
 - ・ 日本の介護現場の魅力をPRする海外向けの情報発信サイトの発信強化を行う。
- 外国人介護人材の日本語学習支援の拡充(介護の日本語学習支援等事業)
 - ・ 外国人介護人材が自律的に日本語学習に取り組むためのWEBコンテンツの更なる拡充を行う。
 - ・ 国家試験直前期、当該年度の国家試験受験予定である外国人介護人材に対して、講義(座学・録画放映)及び演習(模試・グループワーク)等を行う。

【事業実施主体】

試験実施機関・民間団体

【補助の流れ】



【補助率】

定額

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

外国人介護人材が国内の介護現場において円滑に就労・定着できるよう、その受入環境の整備を推進する。

外国人介護人材の業務の在り方について に関する検討会について



「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」について

趣旨・目的

技能実習制度は、制度創設時の附帯決議（※1）等において、対象職種への介護の追加後3年を目途として、その実施状況を勘案して、必要があると認めるときは、検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずることとされている。

また、「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」（令和4年11月設置）が令和5年5月にとりまとめた中間報告書では、技能実習制度と特定技能制度が直面する様々な課題を解決した上で、国際的にも理解が得られる制度を目指すこととされ、具体的な制度設計について議論を行った上で、令和5年秋を目途に最終報告書を取りまとめることとされている（※2）。

このような状況を踏まえ、学識経験者など介護サービス関係者を参集し、技能実習「介護」及び特定技能「介護」における固有要件等について必要な検討を行う。

※1 「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案」に対する附帯決議（平成28年10月21日衆議院法務委員会）

※2 令和4年12月から16回にわたる議論を踏まえた最終報告書が、令和5年11月30日、関係閣僚会議の共同議長である法務大臣に提出された

主な検討事項

1. 訪問系サービスなどへの従事について

現行、訪問系サービスについては、技能実習「介護」、特定技能「介護」等外国人介護人材の従事が認められていないが、このことについてどう考えるか。

2. 事業所開設後3年要件について

現行、技能実習「介護」の受入れについては、経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象となっているが、この要件についてどう考えるか。

3. 技能実習介護等の人員配置基準について

現行、技能実習「介護」等については、就労開始後6か月を経過しないと介護施設の人員配置基準に算定されないが、このことについてどう考えるか。

検討会構成員

石田 路子（NPO法人高齢社会をよくする女性の会）	中山 辰巳（全国老人福祉施設協議会）
伊藤 優子（龍谷大学短期大学部 教授）	濱田 和則（全国社会福祉法人経営者協議会）
猪熊 律子（読売新聞東京本社編集委員）	平川 博之（全国老人保健施設協会）
今村 文典（日本介護福祉士会）	富家 隆樹（日本慢性期医療協会）
◎ 臼井 正樹（神奈川県立大学名誉教授）	松田 陽作（日本労働組合総連合）
江澤 和彦（日本医師会）	光元 兼二（高齢者住まい事業者団体連合）
近藤 篤（民間介護事推進委員会）	吉井 栄一郎（東京都老人クラブ連合会）
斉藤 正行（全国介護事業者連盟）	（敬称略、五十音順）
内藤 佳津雄（日本大学文理学部教授）	（◎：座長）

開催実績

令和5年7月24日（第1回）、令和5年10月4日（第2回）
令和5年12月4日（第3回）、令和6年1月22日（第4回）
令和6年2月15日（第5回）、令和6年3月22日（第6回）

2. 主な検討事項 (案) ①

I 訪問系サービスなどへの従事について

訪問系サービスなどについては、技能実習「介護」、特定技能「介護」等の外国人介護人材の従事が認められていない。これらの施設における外国人介護人材の受入について、どう考えるか。

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ（平成27年2月4日）（P8、9）より抜粋

④ 適切な実習実施機関の対象範囲の設定

ア 介護職種を追加する場合に求められる水準・内容

- ・ いわゆる「介護」は、日常生活上の行為を支援するものであり、多様な場で展開され得るものである。しかしながら、適切な技能移転を図るためには、移転の対象となる「介護」の業務が行われていることが制度的に担保されている範囲に限定すべきである。
- ・ また、複数の職員が指導可能な施設サービスとは異なり、訪問系サービスについては、利用者と介護者が1対1で業務を行うことが基本であることを踏まえ、技能実習生に対する適切な指導体制の確保、権利擁護、在留管理の観点に十分配慮する必要がある。

イ 具体的な対応の在り方

- ・ 実習実施機関の範囲については、「介護」の業務が関連制度において想定される範囲として、介護福祉士の国家試験の受験資格要件において、「介護」の実務経験として認められる施設に限定すべきである。
- ・ 訪問系サービスは利用者と介護者が1対1で業務を行うことが基本であることから、
 - 適切な指導体制をとることが困難
 - 利用者、技能実習生双方の人権擁護、適切な在留管理の担保が困難である。このため、技能実習の実習実施機関の対象とすべきではない（※）。

※ 同様の観点から、訪問系サービスはEPA介護福祉士候補者、EPA介護福祉士の受入れ対象施設・機関の対象外となっている。

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成29年厚生労働省告示第320号）

第二条 介護職種に係る規則第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

三 技能実習を行わせる事業所が次のいずれにも該当するものであること。

イ 介護等の業務（利用者の居宅においてサービスを提供する業務を除く。）を行うものであること。

四 技能実習生を、利用者の居宅においてサービスを提供する業務に従事させないこと。

「介護分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」

5 その他特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する重要事項

(1) 1号特定技能外国人が従事する業務

身体介護等（利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつの介助等）のほか、これに付随する支援業務（レクリエーションの実施、機能訓練の補助等）とし、訪問介護等の訪問系サービスにおける業務は対象としない。

II 事業所開設後3年要件について

技能実習「介護」では、経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象となっているが、これをどう考えるか。

外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会 中間まとめ（平成27年2月4日）（P8、9）より抜粋

④ 適切な実習実施機関の対象範囲の設定

ア 介護職種を追加する場合に求められる水準・内容

- ・ 介護分野の有効求人倍率は他産業と比較して高く、人材確保が困難な事業所が多い。このため、開設後の年数が浅い施設等が、経営が軌道に載らないまま技能実習生を受入れた場合には、技能実習生に対する適切な指導體制をとることができないという恐れがあり、こうした懸念を回避することが求められる。

イ 具体的な対応の在り方

- ・ 適切な技能移転を図る観点から、実習実施機関は経営が一定程度安定している機関に限定すべきであり、その要件として、設立後3年以上経過した施設をその対象とすることが望ましい。

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」（平成29年厚生労働省告示第320号）

第二条 介護職種に係る規則第十二条第一項第十四号に規定する告示で定める基準は、次のとおりとする。

- 三 技能実習を行わせる事業所が次のいずれにも該当するものであること。
 - 開設後三年以上経過しているものであること。

Ⅲ 技能実習「介護」等の人員配置基準について

技能実習「介護」等において、就労開始後6ヶ月を経過した者について、介護技能や業務に必要な日本語能力がある程度向上することなどの理由により、介護施設の人員配置基準に算定しているが、その取扱いについてどう考えるか。

「介護職種について外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則に規定する特定の職種及び作業に特有の事情に鑑みて事業所管大臣が定める基準等」について(令和5年4月1日付け社援発0401第1号、老発0401第2号)

第三 技能実習生の配置基準上の取扱いについて

1 介護施設等における報酬上の配置基準の取扱いについて

次の①又は②に該当する介護職種の技能実習生については、法令に基づく職員等の配置基準において、職員等とみなす取扱いとすること。

- ① 技能実習を行わせる事業所において実習を開始した日から6ヶ月を経過した者
- ② 日本語能力試験のN2又はN1(平成22年3月31日までに実施された審査にあっては、2級又は1級)に合格している者

Ⅳ その他

検討の方向性（事業所開設後3年要件）

- 事業所開設3年後要件については、制度施行前の前回の検討会において、適切な技能移転を図る観点から、開設年数の浅い実習実施機関の経営安定性の懸念が排除できないことから、一つの指標として要件設定された。
- 第1回の検討会でのご意見や、受入れ事業所へのアンケート調査を踏まえると、事業所開設後3年後要件など適切な技能移転を図る観点から経営安定性に関する一定の要件は引き続き必要と考えられる。
- 経営の安定性を確保し、適切な技能移転を図るために、他に考えられる指標としては、
 - ・ 経営の安定性は法人単位でも確認することが可能であること
 - ・ また、適切な指導体制に着目する場合には、法人内でのサポート体制や相談体制等があれば、対応可能であること等が考えられる。この点、上記のアンケート調査においても、一定の理解が見られた。
- このことから、事業所開設後3年要件を満たさない場合においても、以下の①又は②のいずれかを満たす場合には、介護職種の技能実習生の受入れを認めてはどうか。
 - ① 法人（※1）設立要件
法人の設立から3年間が経過している場合。
 - ② サポート体制要件（※2）
以下のような同一法人によるサポート体制がある場合。
 - ・ 外国人に対する研修体制があること
 - ・ 外国人・外国人が働いている事業所の職員・利用者などからの相談体制があること
 - ・ 外国人を受け入れることについて、事業開始前に事業所従事予定の職員や事業利用予定の利用者・家族に対する事前説明会が設けられていること
 - ・ 外国人受入れに関して、法人内において協議できる体制が設けられていること

※1 法人は、介護福祉士国家試験の受験資格要件において「介護」の実務経験として認める事業所を運営している法人に限る。

※2 サポート体制については、実習実施者に技能実習計画への記載を義務づけることとし、実地検査等の際にも確認を行う方向で検討。実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていないことが判明したとき等には、技能実習法に基づき、主務大臣による改善命令等の行政処分を検討する等して実効性を担保していく。

検討の方向性

1. 訪問介護等

(ケアの質について)

- 訪問介護は、利用者と介護者が1対1で業務を行うことが基本であることを踏まえ、従事する訪問介護員等に対し、介護職員初任者研修等の研修修了や介護福祉士資格を義務付ける等、有資格者に限定している。
また、訪問介護のサービス提供に当たっては、
 - ・ 訪問介護計画の作成、利用申込の調整及び訪問介護員等に対する指示・業務管理等を行うサービス提供責任者（以下「サ責」という。）を利用者数に応じて配置することを基準とし、
 - ・ 初回の訪問月においては、サ責による訪問介護又は訪問介護員等との同行訪問について、報酬上の加算を設けて、取組が進むようするなど、利用者に対するケアの質を制度上担保する仕組みとしている。
- さらに、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護は、訪問介護と同様、利用者の居宅への訪問に当たって有資格者が従事するなど、利用者に対するケアの質が制度上担保される仕組みとなっている。
- 外国人介護人材の訪問系サービスの実施の可否を検討するに当たっても、こうした枠組みを前提としつつ、利用者に対するケアの質を担保していかなければならない。
- サービス提供に当たっては、適切なアセスメントに基づき自立支援に向けて取り組むことが基本となるが、訪問系サービスでは、利用者の個々人の身体状況や居宅での生活実態等に即した対応が求められるため、利用者によって手順や方法が異なり、標準化しにくい支援であるということが出来る。
また、介護は、コミュニケーションを前提として業務を行う対人サービスであり、利用者等と適切にコミュニケーションを行うため、日本語によるコミュニケーション能力が不可欠である。特に訪問系サービスでは、利用者やその家族の生活習慣等に配慮しつつ、家族のほか、ケアマネジャーなどといった多職種と連携しながら支援を行うことが求められる。利用者の意向等を踏まえつつ、支援を行うことについては、語学力と現場でのコミュニケーション能力は必ずしも一致するものでなく、サ責の指導等も受けつつ、現場での経験をつみながらレベルアップしていく側面もある。

検討の方向性

(ケアの質について(続き))

- 実際、介護福祉士資格を取得した外国人介護人材が訪問系サービスに従事している事業所に対してヒアリングした際も、例えば、
 - ・ 利用者の特性(性格や障害の有無等)等も踏まえ、サ責の意見等も参考にしながら、訪問先を判断すること
 - ・ 新人の訪問介護職員には、新規利用者のサービスには入らず、事業所の先輩職員が担当している利用者について同行研修なども行いながら、サービスを引き継ぐこと
 - ・ 調理については、味付けの違いなど文化の差が生じるが、利用者と一緒に取り組んだり、事業所で日本食の味付け研修を実施するなどしていること
 - ・ サ責による同行訪問も、外国人介護人材が積み重ねでスキルが身につくこと等も踏まえつつ、状況に応じて期間を設定すること
 - ・ 業務上で困った内容があれば、訪問先又は訪問先から事業所に戻った際等に報告・相談できる体制を整備し、必要に応じてサ責等から助言・指導を行うことや、定期的な研修(ケーススタディ)を実施することなど事業所としての工夫がさまざまなされていた。

(キャリアアップ)

- また、受入事業者へのヒアリングからもわかるように訪問系サービスに従事したい外国人介護人材も一定数いることから、日本人と同様に、訪問系サービスを含む多様な業務を経験し、キャリアアップに繋がるようにすることは、外国人介護人材にとって、我が国で長期間就労する魅力が向上することにも繋がりをうるものと考えられる。
- 先進的な受入事業者においては、介護職員初任者研修、実務者研修の受講などを組み込む形で、外国人介護人材のキャリアアップ、国家資格取得に向けた人材育成の取り組みがなされており、外国人介護人材が多様な業務を経験しながらキャリアアップし、日本で長期間働くことができるように事業者が中心となって関係者と連携しつつ、支援していくことも重要である。
そのため、日本人と同様に適切な処遇を確保し、日本人労働者の処遇・労働環境の改善の努力が損なわれないようにするとともに、介護福祉士の資格取得に向けた国家試験の受験・合格の後押しや就労環境の整備等の様々な支援について、多様な主体が連携して取り組むべきである。

検討の方向性

(キャリアアップ(続き))

- なお、受入事業者へのヒアリング等では、アジア諸国においても、今後、高齢化が見込まれることから、日本における訪問系サービスでのキャリアは、今後母国に帰った後もその概念やサービス内容等が役に立つこともあるといった意見が出された。地域共生社会や地域包括ケアシステムの実現を目指す我が国の介護・福祉サービスをアジア諸国に広めていく上でも、その核となる訪問系サービスに従事してもらうことは重要である。
- 訪問介護等については、有資格者である訪問介護員等の人材不足が深刻な状況であり、また、訪問介護員等の高齢化も進んでいるところ、必要なサービスを将来にわたって提供できるように対応していくといった視点も重要である。
このような状況も踏まえつつ、積極的に外国人介護人材を受け入れ、その希望等も踏まえながら、訪問系サービスを含む多様な業務を経験してもらうことが必要になってくる。
この際、外国人介護人材を単なる日本人の穴埋めの労働力として受け入れることは適切ではなく、外国人介護人材のキャリアパス等にも十分留意しつつ、事業所によるきめ細かな支援が求められる。

検討の方向性

- 以上を踏まえると、外国人介護人材の訪問系サービスの従事については、日本人同様に介護職員初任者研修を修了した有資格者等であることを前提に、ケアの質や権利擁護等の観点から、以下のとおり、事業者に対して一定の事項について遵守を求め、当該事項を適切に履行できる体制・計画等を有することを条件として従事を認めるべきであり、国においては、適切な指導体制の確保やハラスメント対応等の観点から、受入事業者の遵守事項の履行体制の確保の確認や、相談窓口の設置、受入環境整備等を行うことが重要である。

【事業者を求める措置】

- 受入事業者に対しては、下記①～⑤の事項を適切に履行できる体制・計画等を有することについて、事前に巡回訪問等実施機関に必要な書類の提出を求めることとしてはどうか。
また、外国人介護人材の訪問先の選定に当たっては、当該外国人介護人材のコミュニケーション能力や介護の技術の状況、利用者の特性等を踏まえつつ、サ責等の意見も勘案し、判断するとともに、従事に際しては、受入事業者から利用者・家族に対して丁寧な説明を行うことなど、適切な配慮を求めることとしてはどうか。

(遵守事項)

- ① 受入事業者が行う外国人介護人材への研修については、EPA介護福祉士の訪問系サービスで求める留意事項と同様に、訪問介護の基本事項、生活支援技術、利用者、家族や近隣とのコミュニケーション（傾聴、受容、共感などのコミュニケーションスキルを含む）、日本の生活様式等を含むものとする。
- ② 受入事業者は、訪問系サービスの提供を一人で適切に行えるように、一定期間、サ責等が同行する等の必要なOJTを行うこと。回数や期間については、利用者や外国人介護人材の個々状況により、受入事業者により適切に判断する。
- ③ キャリアアップに向けた支援が重要になるところ、受入事業者等は外国人介護人材の訪問系サービスを実施する際、外国人介護人材の意向等を確認しつつ、外国人介護人材のキャリアパスの構築に向けたキャリアアップ計画を作成すること。

検討の方向性

(遵守事項(続き))

- ④ ハラスメント対策の観点から、受入事業所内において、
 - ・ ハラスメントを未然に防止するための対応マニュアルの作成・共有、管理者等の役割の明確化
 - ・ 発生したハラスメントの対処方法等のルール作成・共有などの取り組みや環境の整備
 - ・ 相談窓口の設置等の相談しやすい職場環境づくり
 - ・ 利用者・家族等に対する周知等の必要な措置を講ずること。
- ⑤ 外国人介護人材の負担軽減や訪問先での不測の事態に適切に対応が行えるように備える観点から、介護ソフトやタブレット端末の活用による記録業務の支援、コミュニケーションアプリの導入や日常生活や介護現場での困りごと等が相談できるような体制整備など、ICTの活用等も含めた環境整備を行うこと。

【国が行う取り組み】

- また、国においては、適切な指導體制の確保、ハラスメント対策等の人権擁護、キャリアアップ支援の促進等の観点から、以下①～③の取り組みを行うこととしてはどうか。
 - ① 受入事業者への遵守事項を含めた適切な指導體制の確保の観点から、巡回訪問等実施機関について、必要な体制強化を進めながら、提出された書類に基づいて、受入事業者への巡回訪問等を行うこととし、外国人介護人材の雇用管理状況、OJT等の実施状況、ハラスメント対策の対応状況、キャリアアップ支援の実施状況等、前述の遵守事項が適切に実施されているかどうか、事業管理者やサ責等から、確認すること。
 - ② ハラスメントを防ぐなど、人権擁護の観点から、第三者による母国語による相談窓口を設けること。あわせて、相談内容やその対応結果を分析し、相談窓口の質の向上を行うこと。
 - ③ キャリアアップ支援の観点から、外国人介護人材が受入事業所で働きながら、介護職員初任者研修を修了しやすくするため、地域医療介護総合確保基金事業等を活用しながら、研修等の受講支援や資格取得支援の取り組みを促すこと。あわせて、介護職員初任者研修を修了しやすい環境整備を行うとともに、事業所等の好事例、課題を収集すること。

検討の方向性

2. 訪問入浴介護

- 制度上、介護職員初任者研修等の修了が求められていない訪問入浴介護については、複数人でのサービス提供が必要なサービスであり、現行認められている施設系サービスと同様、比較的適切な指導体制を確保しやすいが、こうした体制等を確保した上で、外国人介護人材が、職場内で実務に必要な入浴等の研修等を受講し、業務に従事することとする。

3. その他

- 外国人介護人材の業務の在り方については、各在留資格の制度趣旨・目的に基づき検討され、各在留資格制度の関係法令等により施行がなされてきたところ、訪問系サービスなどへの従事においても、今後、具体的な制度設計が進められていくことになるが、これまでと同様に、制度趣旨・目的等を踏まえつつ、準備ができ次第、順次施行することが考えられる。
- その中で、技能実習制度については、令和6年2月9日の「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」で政府方針（技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応）を決定した。これを踏まえて、3月15日には「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」が閣議決定された。同法律案では、新たに創設される育成就労制度は、原則3年以内の施行とされていることから、この状況にも留意する必要がある。
- 現行の技能実習制度では、「本国への技能移転」という制度趣旨に基づき、技能移転の対象となる技能実習生の業務範囲を、必須業務、関連業務及び周辺業務に区分して規定しており、
 - ・ 必須業務として、どの技能実習生も実施する身体介護業務を位置付け、
 - ・ 関連業務及び周辺業務として、身体介護以外の支援等、必須業務に関連する技能の修得に係る業務等を位置付けている。この点に関する見直しの方向性については特に留意する必要があり、仮に、現行の技能実習制度の下で、訪問系サービスなどへの従事に関して、具体的な制度設計を進める場合には、移転すべき技能等既存の制度との整合性について、一定の整理を行う必要がある。

外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生（以下「外国人介護職員」という。）については、日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月未満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。

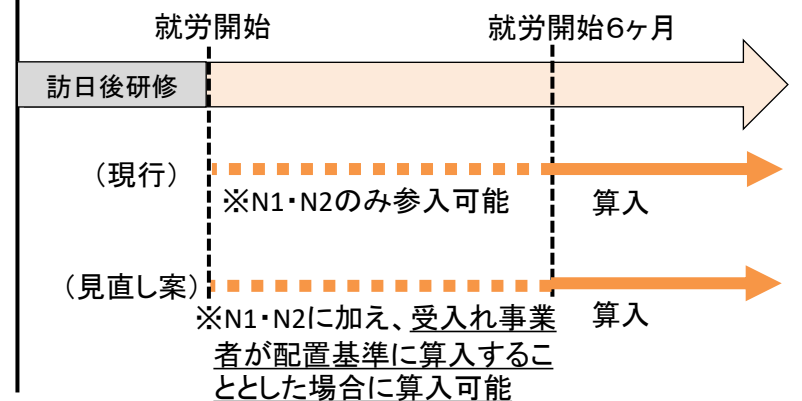
その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

- ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。
 - イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。
- 併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員
- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受入れ施設（適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。）に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの
- ・ 日本語能力試験N1又はN2に合格した者



改正時期等

- EPA：告示改正（告示日：令和6年3月15日、適用日：令和6年4月1日）
- 技能実習：通知改正（発出日：令和6年3月15日、適用日：令和6年4月1日）

参考



海外からの外国人介護人材の戦略的な獲得に向けて（取組と課題の整理）

1. 基本認識

- ・将来にわたり必要な介護サービスを安心して受けられるよう、担い手を確保することは重要な課題。国内人材の確保等の取組を講じてもなお人手不足は深刻化しており、**外国人介護人材についても、質と量の両面を確保できるように取組を強化していくことが必要。**
- ・日本は、実態としてアジア諸国からの最大の受入れ国。全てのスキルレベルに産業と雇用があり、エントリーレベルの労働者の育成にも一定の評価があるなど、今後の人材獲得に向けたポテンシャルを有する。
- ・介護分野では、介護保険制度の下で、他国に先駆けて**質の高い介護サービスの提供環境が構築**されるとともに、介護福祉士を始めとする**介護職員のキャリアパスを整備**してきた。
- ・世界的な人材獲得競争の中で、こうした強みを活かしつつ、介護分野の人材確保を進めるため、**海外現地への働きかけや定着支援を、より戦略的に進めていく。**

2. 現在の取組

（1）海外現地への働きかけ

○特定技能「介護技能評価試験」「介護日本語評価試験」の実施

- ✓ 2024年3月時点で海外12カ国、日本国内で試験を実施。ミャンマーなど受験者が急増する地域の試験会場・定員を増設
- ✓ これまで介護技能評価試験に計75,220名、介護日本語評価試験に計77,312名が合格（2019年4月～2024年1月試験実績）

○海外に向けた日本の介護についてのPR

- ✓ 日本の介護施設で働く外国人職員が参加して質問に答える「海外向けオンラインセミナー」を令和2年から10か国23回開催。
- ✓ 外国人目線で知りたい情報をまとめた「Japan Care Worker Guide」を9言語で運営。Facebookファンは約11万人。
- ✓ 日本で活躍する外国人介護人材がアンバサダーとして、WEB・SNSで情報発信。

○帰国後のネットワーク構築（国際厚生事業団の独自事業）

- ✓ EPA候補生の帰国後のネットワークを構築するためのイベントを実施。昨年度ベトナム、今年度インドネシア・フィリピン・ベトナムで開催。

（2）定着支援

○介護福祉士国家試験に向けた学習支援

- ✓ 介護福祉士国家試験のための学習教材を多言語に翻訳しウェブサイト等を通じて周知、国家試験対策の講座を開催

○介護人材が働きやすい職場環境の構築支援

- ✓ 介護福祉士の資格取得支援やメンタルヘルスのケアのために介護事業者にかかる経費の助成
- ✓ 介護事業者がeラーニングシステムなどの支援ツールの導入に要する費用の助成

海外からの外国人介護人材の戦略的な獲得に向けて（取組と課題の整理）

3. 主な課題と対応の方向性

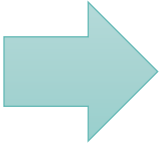
※令和5年12月20日開催「海外からの介護人材の戦略的受入れのための有識者意見交換会」や令和5年度老人保健事業推進費等補助金事業「海外における外国人介護人材獲得に関する調査研究事業」で得られた知見に基づき整理

(1) 海外現地への働きかけ

- ・ **経済発展や地域・対象層等に応じた募集アプローチが必要**
→ベトナム・フィリピンは地方部で募集するなど工夫が必要。ベトナムでは認知症など高齢化に対する問題意識が高まっている。ミャンマーは日本に親和的な環境から増加傾向。インドネシアやインドは人口規模等から今後の受入れ拡大が期待
- ・ **日本の介護分野での就労機会や日本の介護の考え方を知ってもらうこと等が必要。**
特に新興国では、日本へ送出しルートが課題
→送出しを担う職業紹介事業者が少ない、親族の経験談など身の回りの情報で行先国が左右される等
- ・ **介護技術や日本語について現地で入国前に学習できる環境が必要**
→学習内容や学習期間、費用負担のほか、教育機関との連携等を考慮
- ・ **やむを得ず帰国する場合でも、現地の介護産業で就労するなど活躍の場が確保されていれば、日本での就労インセンティブとなる**
- ・ **日本の介護技術を標準化し、アジア諸国で普及していくことが、帰国後の活躍の場や、日本人職員の海外の介護施設への派遣にも繋がるのではないか** ※資格の相互承認も検討課題

(2) 定着支援

- ・ **安心して働ける就労・生活環境の整備が重要**【事業者、関係団体、地方自治体】
- ・ **介護現場の多様なキャリアパスを示すことや、介護福祉士国家試験の資格取得に向けた試験対策・学習支援、国家試験を受験しやすい環境の整備が必要**【国、関係団体、事業者】
- ・ **受入れ側が外国人介護人材のイメージを持てるよう工夫が必要**【国、職業紹介事業者】
→手間とコストをかけて受け入れた海外人材は定着しやすいとの声もあるが、特に受入れ実績の少ない新興国の人材は、イメージが持ちにくい傾向



引き続き、外国人介護人材の受入れに関わる有識者からご意見をいただくとともに、海外現地での説明会の開催など戦略的な掘り起こしの強化、関係者のネットワーキングなど、海外人材の獲得力の強化のための方策を検討する。

【概要】介護福祉士国家試験の検証に資するデータ分析に関する検討会

- 介護を必要とする方の急速な増加が見込まれる中、2040年（令和22年）度末までに新たに約69万人の介護人材の確保が必要とされている。また、認知症高齢者や高齢単身世帯の増加等に伴う複雑化・多様化する介護ニーズへの対応が求められており、高い専門性を有する介護人材の確保育成が喫緊の課題。介護分野で唯一の国家資格であり介護の高い専門性を有する介護福祉士の重要性に鑑み、**介護福祉士資格取得を目指す受験者が一層受験しやすくなる仕組みを検討することは重要である。**
- 介護福祉士国家試験（以下「国家試験」という。）の**受験生は徐々に減少している。**
- 実務経験3年と所定の研修を受講する**実務経験ルートでの受験者が8割以上を占めており、介護の現場で働きながら資格取得を目指す状況にあるが、就労と試験に向けた学習の両立が課題**との声がある。受験者数も実務経験ルートについては平成30年度の85,196名をピークに令和4年度では68,769名と遞減。
- また、外国人介護人材については、**在留期間に制約があるため、受験機会が限られている**といった声がある。一般に外国人の国家試験の合格率は、日本人を含めた全体の合格率と比較すると低い傾向にあることを踏まえると、**外国人介護人材にとっても限られた受験機会の中で就労と試験に向けた学習の両立は課題**と考えられる。
- 本検討会では、過年度の試験結果を用いて、受験者の属性や得点分布などのデータの整理や、科目ごとの得点状況、いくつかの科目のグループ（以下「パート」という。）を仮定し、パート別に判定した場合の合格状況などを検証し、検証結果を踏まえた提言をとりまとめた。
※なお、検証に用いたデータやその結果については、過年度の試験結果を用いたものであり、国家試験の機密性確保の観点から非公表とする。

1 受験しやすい仕組みの考え方

受験のための学習への取り組み易さ、受験者の利便性の両側面から受験しやすい仕組みの導入を検討することが必要。受験しやすい仕組みの導入によって、介護福祉士の知識及び技能が低下するものではあってはならない。

2 受験しやすい仕組みとしてのパート合格

パート合格を導入することにより、例えば、2回目以降の受験時に不合格パートの学習に注力できるようになるなど、一人ひとりの状況に応じた学習を後押しすることが可能となり、より受験しやすい仕組みとなることが考えられる。

3 受験方法

受験者及び運営面の負担を踏まえると、複数科目をまとめたパートで合否判定を行うこと。また、1日間で全科目の試験を実施し、初受験時は全員が全科目を受験、再受験時にはパート合格したパートの受験は希望制とし、受験申込時に受験者に選択させることが望ましい。

4 分割パターン

各科目の出題数、合格基準及び学習における科目のつながりを踏まえながらパート設定を行うことが望ましい。

受験のための学習への取り組み易さを確保しつつ、受験者の利便性・運営面の負担も考慮すれば、3分割ないしは2分割とすることが望ましい。更に、学習への取り組み易さをより重視するのであれば再受験のための学習時に注力すべき科目が特定されることから3分割がより適切。

5 合格基準

合格基準の見直しにより万が一にも合否の判定に誤りがあることはあってはならず、運営の視点からも複雑すぎないものとする必要性を考慮すべき。

全科目に対する合格基準は、現行と同様、問題の総得点の6割程度を基準として問題の難易度で補正した点数以上かつ試験科目群すべてにおいて得点があることを合格基準とすべき。パートごとについては、全体の合格基準点を全科目を受験した受験者の平均得点の比率で按分することにより、合格基準を設けることが望ましい。

6 運営面への配慮

導入にあたっては、指定試験機関である（公財）社会福祉振興・試験センターと十分な調整を行うこと。

（参考）本検討会を踏まえ、受験しやすい仕組みとしてパート合格の導入について検討するために令和6年度に介護福祉士国家試験の在り方に関する検討会を開催予定。